

## 放課後児童健全育成事業に係るQ&A

【令和8年4月8日現在】

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
1	放課後児童健全育成事業	開所	放課後児童クラブの開所時間の考え方について、どのように考えればよいか。	放課後児童クラブの開所時間については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令基準」という。）により、下記の時間以上を原則とし、利用児童の保護者の就労時間、小学校の授業の終了時刻などを踏まえ、各市区町村の条例及び各クラブの運営規程等において定めるもので、基本的には、児童を受け入れることができる時間を指す。 ・小学校の授業の休業日：1日につき8時間 ・小学校の授業の休業日以外：1日につき3時間	
2	放課後児童健全育成事業	開所	省令基準で示されている原則の開所時間を下回る時間を、運営規程等で定めることは可能か。	放課後児童クラブの開所時間については、利用児童の保護者の就労時間、小学校の授業の終了時刻などを踏まえ、各市区町村の条例及び各クラブの運営規程等において定めることとしている。よって、利用ニーズ等の地域の実情を踏まえ、各市区町村が省令基準より短い開所時間を条例で定め、当該条例を踏まえて、各クラブが省令より短い開所時間を運営規程等に規定することは差し支えない。	
3	放課後児童健全育成事業	開所	運営規程等で定める開所時間について、どのように考えればよいか。	開所時間とは「児童を受け入れることができる時間」を指しており、これは小学生が実際に利用可能な時間、一般的に考えると学校の授業が行われていない時間であり、以下の3つの要件を満たす必要がある。 ①開所時間について、省令基準を参酌の上、各市区町村が定める条例や、各事業所が定める運営規程等に定めており、利用者（保護者、児童）に周知していること。 ②開所時間中は、職員の配置基準を満たしていること。 ③開所時間の設定に当たっては、事前の把握による利用者の利用ニーズがあることに加え、そのニーズを対外的に説明できる根拠資料（学校の時程表等により開所時間を確認できるもの）を備えておくこと。 なお、開所時間には放課後児童クラブの運営に関する会議や打合せ、保護者等との連絡調整等の開所時間の前後に必要な準備時間は含まない。	
4	放課後児童健全育成事業	開所	利用していた児童が早めに帰宅したため、運営規程に定める開所時間よりも早く閉所した場合、開所日として問題ないか。	天災等やむを得ない事由がある場合を除き、運営規程等で定めている開所時間までは開所している必要があるため、運営規程等で定めている開所時間を満たさずに閉所した場合は、開所日とすることはできない。	
5	放課後児童健全育成事業	開所	省令基準第14条で運営規程に「開所している日及び時間」の記載が定められており、開所の開始時刻は「放課後」や「授業終了後」といった時間で示すことが可能であると承知している。そのため終了時刻についても「最後の利用児童が帰った時刻」といった記載にし、利用児童がいなくなった時点で閉所することを考えている。上記の場合、運営規程の開所時間を満たしているとして開所日と扱ってよいか。	開所日と扱うことはできない。 開所の開始時刻については、小学校の授業日課や行事等により下校時間が日によって異なるために幅を持たせた表記でも可能なものと考えられる。一方終了時刻はあくまで放課後児童健全育成事業所が決められること、国庫補助を受ける公共的な事業であることから、具体的な時間の明記が求められる。	
6	放課後児童健全育成事業	開所	放課後児童支援員の配置についても、こどもの数が少なくなる時間帯において、2名の補助員を配置するなどの対応は可能か。	開所日として扱うには、開所時間中は各市区町村が条例で定める基準を満たした職員配置をする必要がある。	
7	放課後児童健全育成事業	開所	開所時間ではない午前中等に、放課後児童クラブの施設を利用して別の事業を実施することは可能か。可能である場合、水道・光熱費や賃借料等の費用についてはどのように按分すればよいか。	当該放課後児童クラブの開所時間外に実施され、放課後児童クラブの運営に支障をきたさない範囲で、他事業を実施することは可能。その際、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を参照すること。これに基づく場合、一時利用とみなし、子ども・子育て支援施設整備交付金等により整備された施設については、財産処分は不要である。本件については、「子ども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」（令和5年6月15日こ成事第331号、こ支虐第69号子ども家庭庁長、支援局長連名通知）を参照のこと。 また、水道・光熱費や賃借料等についてはそれぞれの事業の利用時間数等などにより、合理的・客観的に説明できる方法で按分すること。	
8	放課後児童健全育成事業	開所	放課後児童クラブにおいて、不登校児を午前中に受け入れることを検討しているが、放課後児童健全育成事業として扱ってよいか。	不登校児の受入を目的とすることは児童福祉法で定める放課後児童健全育成事業の定義を超えているため、放課後児童健全育成事業として扱うことはできない。ただし、不登校児童の居場所確保のために、平日の午前中等の放課後児童健全育成事業に差し支えない時間帯において、事業所（クラブの施設設備）を利活用することまでは妨げておらず、児童の福祉の観点から有効活用されたと考え、Q&A No.7から財産処分は不要である。	
9	放課後児童健全育成事業	開所	利用児童の少ない土曜日に、A、B2つの「支援の単位」が合同で一の支援の単位として支援する場合、国庫補助基準額の算定に当たっては、放課後児童支援員及び補助員の人数にかかわらず、A、Bそれぞれの支援の単位において、当該土曜日を開所日数に含めて差し支えないか。	省令基準において、放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上（ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる）としていることから、この基準を満たさない状態で運営されている支援の単位については、開所日数に含めることはできない。 （例）条例が省令と同じ配置基準である時 ○配置職員が4名以上（うち支援員2名以上）で運営した場合はA、Bどちらの支援の単位も開所日数に含めることができる。 ○配置職員が3名以下で運営した場合はどちらか一方の支援の単位の開所日数に含めることができる。 なお、A、Bどちらの「支援の単位」の開所日数に含めるかについては、当該土曜日における放課後児童支援員等の配置状況により考えることを基本とし、例えば、Aの放課後児童支援員とBの補助員が配置されていた場合は、Aに含めるなどの方法により算定されたい。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
10	放課後児童健全育成事業	開所	土曜日以外の平日に、利用児童が少ないA、B 2つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」を合同で一つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」として運営することは可能か。 また、長期休暇の開閉所時等、利用児童が少ない時間帯のみA、B 2つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」を合同で一つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」として運営することは可能か。	利用児童が少ない平日又はその時間帯に、A、B 2つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」を合同で一つの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」として運営することは可能である。 ただし、それぞれの放課後児童クラブ若しくは「支援の単位」において、各市町村が条例で定める基準（人員配置、開所時間等）を満たした状態で運営するとともに、保護者や利用児童に対して、事前に当該運営内容を説明する必要があるため、ご留意いただきたい。	
11	放課後児童健全育成事業	開所	放課後児童クラブの開所日数について、年間を通じて250日以上開所する予定であったが、ノロウイルス等が発生し、開所した日があったため、結果的に249日以下となった。（閉所中は、職員は消毒等の事務処理のため勤務していたが、児童の受入は行っていなかった。） 当初開所を予定していたが、やむを得ず閉所した場合は開所日数としてカウントして差し支えないか。	差し支えない。 ただし、その日は事業所の運営規程上開所としていたということ、やむを得ない理由で閉所としたことがわかるよう、書類を揃えておいていただくようご留意願いたい。	
12	放課後児童健全育成事業	開所	当初開所予定日に、インフルエンザ等流行に伴い、職員体制が確保できなくなり、閉所とした。開所日数にカウントできるか。	「インフルエンザ等の流行に伴い、職員体制が確保できず、やむを得ない閉所である。」と自治体が判断できる場合は、職員の勤務の有無に係らず開所扱いにして差し支えない。No.11同様、やむを得ない理由で閉所したことがわかるよう、書類を揃えておいていただくようご留意願いたい。	●
13	放課後児童健全育成事業	開所	実施要綱「5 職員体制」（1）なお書きにいう「条例等」とは、どういったものを指すのか。市町村で別に要綱などで定める場合も対象となるのか。	要綱や運営規程等、公的文書として規定していれば差し支えない。	
14	放課後児童健全育成事業	開所	運営規程上開所日としていたが、利用児童のキャンセルが発生し、実際に利用している児童がいない状態で開所を続けていたが、子ども・子育て支援交付金上の開所日と扱って問題ないか。	運営規程上開所日としており、条例等に基づく配置基準を満たして運営規程で定める終了時間まで開所していた場合は、実際に利用する児童がいない場合であっても、開所日として扱って差し支えない。	○
15	放課後児童健全育成事業	開所	開所時間前後に、準備や片付け等の業務を行うため事業所としては運営しているような場合（運営規程等において開所時間は小学校授業終了後としている場合の授業中などに、児童の受入時間前の午前中に放課後児童クラブ職員として受講すべき研修（都道府県等が実施する質の向上に向けた研修や市区町村が実施する研修など）を受けるために事業所を離れた。この間は配置基準を満たしていないが、児童の受入時間には配置基準を満たした職員配置で対応していれば、子ども・子育て支援交付金上の開所日と扱ってよいか。	「開所時間」とは、児童を受け入れることができる時間であり、当該時間内は、条例等で定める配置基準を満たして運営する必要があるが、開所時間前後については配置基準を満たして運営する必要はない。よって、運営規程等において、当該時間帯が開所時間前後の時間であると整理でき、かつ、開所時間内は条例等に規定する配置基準を満たしているのであれば、開所日として扱って差し支えない。	
16	放課後児童健全育成事業	開所	開所時間内において、放課後児童クラブの業務の一環として職員が事業所を離れ、事業所に残る職員が1名になってしまう場合も、開所時間・開所日数としてカウントして差し支えないか。	開所時間中は条例等に定める配置基準を満たして運営する必要がある。ただし、開所時間前後において、準備や後片付け、学校等との打ち合わせ会議等で職員が事業所を離れることは差し支えない。	
17	放課後児童健全育成事業	開所	開所時間について、運営規程に「保護者の希望により延長できる」記載がある場合は、開所時間の扱いはどうなるか。	通常の開所時間を延長しての育成支援（以下、「延長預かり」という。）を実施する場合は、運営規程等に具体的な開所時間を明記すること。その場合、運営規程等に明記された延長預かり時間の範囲内で配置基準を満たした上で、児童を受け入れた時間までを開所時間とする。 例：開所時間 14:30～18:30 延長預かり時間 18:30～19:30 のように明記する。	●
18	放課後児童健全育成事業	交付金	開所時間前に、育成支援に係る準備を行ったり、開所時間後に後片付けや翌日の準備を行ったりした場合、開所時間外の人件費等は子ども・子育て支援交付金の対象となるか。	開所時間外であっても、放課後児童クラブの運営に関する業務に係る経費であれば、交付金の対象経費となる。	
19	放課後児童健全育成事業	交付金	年度を通じて20人未満となる支援の単位については、補助員1名配置を常としても、交付要綱の②による補助基準額としてよいのか。	この場合は交付要綱の⑤を適用する。 ②を適用するためには、通常時2名以上配置、うち1名は支援員という体制をとる必要がある。	
20	放課後児童健全育成事業	交付金	土曜日と日曜日でクラブの開所時間が異なる場合の放課後児童健全育成事業における長時間開所加算（長期休暇等分）はどのように算定すればよいのか。	土曜日・日曜日・長期休暇期間によって開所時間が異なる場合は、長期休暇等分に当たる日（学校休業日）のうち、基本分の運営費が補助対象（開所日数加算を含む）となる原則8時間以上の開所日における、平均開所時間により算定する。計算例は以下のとおり。  【計算例】※職員区分①（常勤放課後児童支援員2名以上配置）の場合 ・土曜日の開所時間が9時間で開所日数が50日、 ・日曜日の開所時間が10時間で開所日数が50日、 ・長期休暇期間の開所時間が8時間で開所日数が50日の場合  ①基本分の運営費の対象となる日における、延長時間を含めた延べ開所時間を算出 （土曜日）（日曜日）（長期休暇期間） 9時間×50日+10時間×50日+8時間×50日=1,350時間 ②1日当たりの平均開所時間を算出 1,350時間÷（50日+50日+50日）=9時間 ③長時間開所加算（長期休暇等分）の国庫補助基準額を算出 362,000円（令和8年度）×（9時間-8時間）=362,000円	○
21	放課後児童健全育成事業	交付金	長時間開所加算（平日分）は、「18時半を超える時間」の年間平均時間数について、分単位で申請可能か。	18時31分以降、分単位での申請が可能。 ただし、条例に定められた職員配置を維持することが必要。	●

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
22	放課後児童健全育成事業	交付金	長期休暇支援加算について、支援の単位を新たに設けて運営する場合は補助対象となることだが、支援の単位を新たに設けない場合（長期休暇中に児童が増え、職員を配置した場合等）は補助対象とならないのか。	長期休暇支援加算は、夏休み等の長期休暇期間中に児童の数の増があり、支援の単位を新たに設けて運営する場合は補助対象とすることとしている。このため、単に職員を加配した場合には補助の対象とはならない。なお、当該支援の単位は、開所日数以外の基準を満たす必要がある。	
23	放課後児童健全育成事業	交付金	年度途中で開所したため、年間開所日数が200日に満たないクラブは補助対象外となるか。	年度途中開所（もしくは閉所）したクラブにおいては、運営規程どおりに1年間開所した場合の日数で補助基準額を決定する。補助基準額は実施月数で按分する。 なお、長期休暇支援加算日数や長時間開所加算対象時間数については実績での報告とすること。 開所日数加算については、実際に250日を越えた分が対象となるため、本件では対象とならない。	○
24	放課後児童健全育成事業	交付金	条例で、支援員の研修の経過措置の延長をしていない場合に、基礎資格のみを有する職員（研修未受講者）と補助員を配置した職員体制で、放課後健全育成事業として補助対象となり得るか。	なり得ない。 児童福祉法34条の8の2において、放課後健全育成事業については、省令基準に基づき条例で基準を定めることとしており、放課後児童健全育成事業を行う者は、条例で定めた基準を遵守しなければならないとしている。 よって、当該条例で定めた基準を満たさない体制では、児童福祉法6条の3に定める放課後健全育成事業とはなり得ない。また、そのような条例に反する事業を実施することは適当ではないと考えられる。	
25	放課後児童健全育成事業	交付金	上記の場合、「放課後児童健全育成事業実施要綱」（令和5年4月12日付け成環第6号こども家庭庁成育局長通知。以下「実施要綱」という。）の記載は満たした運営になるが、国庫補助を受けることはできないか。	対象とならない。 子ども子育て支援法68条に基づき、国は地域子ども・子育て支援事業に交付金を交付することができるとしている。地域子ども・子育て支援事業については、子ども子育て支援法59条第5号において、児童福祉法6条の3に定める放課後児童健全育成事業と規定されており、放課後児童健全育成事業になり得ない場合は、補助金の対象ともなり得ない。また、自ら定めた条例に反する事業に自治体が補助をすることは想定し得ないことであり、そのような事業に対し国が補助金を支出することは想定されない。  ※交付要綱上は、1名配置や補助員のみ複数配置の基準額を設けているが、これは条例の基準を満たした放課後健全育成事業であることが前提であり、条例上で放課後健全育成事業としていないものまで補助することを想定していない（条例の定め方により、自治体によって1名配置でもクラブになる場合とならない場合が発生し、クラブになる場合に限り補助をすることになる）。	
26	放課後児童健全育成事業	交付金	条例で、認定資格研修を修了していなくても、基礎資格を有している者であれば放課後児童支援員とするといった基準を設けた場合、以下のようなケースでは、交付要綱の①～⑤のうち、どの補助基準額を適用すべきか。 なお、研修要件を設けないので条例上も研修に関する経過措置の延長はしない。 【ケース1】 研修を修了しておらず、基礎資格のみを有する職員（当該自治体では支援員）と補助員を配置。 【ケース2】 研修を修了しておらず、基礎資格のみを有する職員（当該自治体では支援員）と補助員を配置。ただし、基礎資格を有する職員には、研修計画を定め、2年以内に省令上の認定資格研修を受講させる予定。	条例において経過措置の延長を規定しているかどうかに関わらず、職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになってから2年以内に研修を修了することを予定している者は、子ども・子育て支援交付金の取扱いに限っては、支援員とみなす。  したがって、ケース1の場合は、補助員2名配置と考え、交付要綱上の④の補助基準額を適用し、ケース2の場合は、②の補助基準額を適用する。	
27	放課後児童健全育成事業	交付金	放課後児童支援員等が職場を離れて研修を受講するために、代替職員を雇い上げた場合の費用や、研修受講に必要な教材費等の費用は運営費に計上してもよいのか。	放課後児童健全育成事業に従事している者が、認定資格研修や資質の向上を図るための研修を受講する際に必要となる代替職員の雇上げ等経費は、運営費の対象となる。 また、必要な教材費等の費用も運営費の対象となる。	
28	放課後児童健全育成事業	児童の数	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」（平成26年5月30日付け雇児発0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）「3 職員に関する基準」の「（4）支援の単位（基準第10条第4項）」に一の支援の単位を構成する「児童の数」についての考え方が示されているが、具体的にはどのように算定するのか。 また、子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業に係る国庫補助基準額算定の際の「児童の数」はどのように算定するのか。	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」では、「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることに鑑み、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数をいうものである」としているが、あくまでも、登録時の利用希望日数を基に算出することになる。このうち「一時的に利用する児童」とは、上記のとおり、塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に登録申込みをした児童であり、夏休みなど一時期のみ利用する児童のことを定義したものではない。具体的な「一時的に利用する児童」に係る「児童の数」の算出については、例えば、1週間のうち平日5日間（月～金曜日）開所している放課後児童クラブに、1週間のうち3日間利用することを前提に登録申込みをした児童が4人いる場合、当該児童については、 $4人 \times 3日間（1週間あたりの利用希望日数） / 5日間（1週間あたりの開所日数） = 2.4人 \approx 3人（1人未満の端数が生じた場合には切り上げ）$ 等の方法により算出することとする。（具体的な算出方法の例は別紙のとおり） なお、夏休みなど一時期のみ利用することを前提に登録申込みをした児童については、別紙のパターン②のような場合には、利用することとして申込みのあった期間（月）のみ、上記の方法による「児童の数」の算出に加えても差し支えないこととする（利用を希望していない時期（月）については、週のうち利用を希望する日がなく、「児童の数」が0人と算出されるため）。その際、実施要綱の別添1等においては、「市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする」としているため、ご留意いただきたい。 また、子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業の国庫補助基準額算定に係る「児童の数」については、上記の方法により算定した毎月初日の「児童の数」の年間平均（1人未満の端数が生じた場合には切り上げ）により算定することとする。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
29	放課後児童健全育成事業	児童の数	国庫補助基準額算定の際の「児童の数」の考え方について、週単位の日数による算出方法が示されているが、保護者のパート等が曜日により固定していない場合など、月単位の利用希望日数で利用申込みを受けている場合については、月単位の日数による算出方法としてもよいか。	「児童の数」の考え方については、No.28の回答のとおりであるが、ご質問のような場合、一時的に利用する児童については、例えば、以下のような方法により1週間当たりの平均利用日数を算出するなど、適切な方法により算出されたい。 (当該児童に係る「平均利用日数」の算出方法の例) 週6日(月～土曜日)開所している放課後児童クラブにおいて、ある月の利用希望日数が以下のような児童が1名いた場合 ・第1週目…6日 ・第2週目…4日 ・第3週目…5日 ・第4週目…3日 →平均利用日数は、(6+4+5+3)日/4週=4.5日≒5日 児童の数は、No.28の回答の方法により算出する。 ただし、この1週間当たりの算出方法により難しい場合には、1月当たりの算出方法でも差し支えない。	
30	放課後児童健全育成事業	児童の数	別紙「放課後児童健全育成事業の「児童の数」の具体的な算出方法の例」では、7月、8月に夏休みのみの利用を希望する児童を、パターン①若しくはパターン②のいずれかの方法により受け入れることを前提としているように見受けられるが、各放課後児童クラブにおいては、夏休みのみの利用を希望する児童を必ず受け入れなければならないということか。あるいは、仮に、夏休みのみの利用を希望する児童を受け入れる場合の「児童の数」の算出方法の例ということで示されたものか。	別紙「放課後児童健全育成事業の「児童の数」の具体的な算出方法の例」では、仮に7月、8月に夏休みのみの利用を希望する児童を受け入れる場合の例をお示したものである。放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、各市町村が条例で定める基準を遵守しなければならないため、基準を遵守して事業を行うことを前提として、可能な範囲で受入れに努めていただきたい。	
31	放課後児童健全育成事業	児童の数	放課後児童クラブで、他市町村に住んでいる児童を受け入れている場合、放課後児童健全育成事業費の国庫補助基準額の算定に当たっては、当該児童を「児童の数」に含めて差し支えないか。また、当該児童が住んでいる市町村との費用負担の調整は可能か。	国庫補助基準額の算定に当たっては、当該児童を「児童の数」に含めて差し支えない。 また、当該児童が住んでいる市町村との費用負担の調整については、適宜市町村間で行っていただきたい。	
32	放課後児童健全育成事業	児童の数	省令基準第10条5項にある「利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所」について、利用する人数は日によって変動するが、20人未満の日や時間帯は兼務でよいという認識でよいか。	「利用者が二十人未満」の、「利用者」とは「児童の数」を指している。そのため利用登録から算出した児童の数が20人未満の放課後児童健全育成事業所が該当する。一時的な利用者数ではない。	
33	放課後児童健全育成事業	児童の数	省令基準第10条5項の「その他の利用者の支援に支障がない場合」に該当すると自治体が判断すれば、支援員1名配置すればよいか。	本省令は兼務を認める場合を示したものである。支援員1名配置については、条例において1名配置を認めている場合のみ可能となるものである。本省令をもって1名配置が可能とはならない。	
34	放課後児童健全育成事業	児童の数	一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位への国庫補助の要件について、 ①山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合については、山村振興法やへき地教育振興法など法的根拠のある地域限定か。	交通条件、及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、漁業集落、へき地及び離島であり、法令等に定義された地域を対象とするものである。 対象地域について疑義がある場合は、個別にご相談いただきたい。	
35	放課後児童健全育成事業	児童の数	一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位への国庫補助の要件について、 ③上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると子ども家庭庁長官が認める場合の具体的な内容は何か。	以下のようなものを対象とする予定である。 ○小学校の統廃合により、廃校となった小学校に通っていた子ども達が自宅に近い生活圏域の中で活動(生活)するために、引き続き、廃校等を活用して放課後児童クラブを実施する場合 ○翌年度からの本格実施を見据え、年度途中(年度後半)に放課後児童クラブを開所した場合(ただし、翌年度中に児童の数が10人以上とならなかった場合は、災害等によるやむを得ない理由がある場合を除き、交付金の返還を命ずることがあるので留意すること。) なお、補助対象となるかの判断に迷う場合については、個別に子ども家庭庁にご相談いただきたい。	
36	放課後児童健全育成事業	児童の数	年度途中で、児童の数が9名になるかもしれない場合、補助金の申請はどのようなになるのか。	年度途中で児童の数が10人未満になることが見込まれる場合は、10人未満の支援の単位に係る協議にあげていただきたい。	
37	放課後児童健全育成事業	弾力化	「令和8年度における放課後児童健全育成事業の運営費における一時的な登録児童数区分の弾力化について(周知)」(令和8年4月8日子ども家庭庁成育局成育環境課事務連絡)における要件は「年間の平均登録児童数」が46～49人の範囲内であればよいでしょうか。あるいは「年度末時点」で46～49人であればよいのか。	年間の平均登録児童数が46～49人の場合に本要件を満たすとす。	●
38	放課後児童健全育成事業	弾力化	追加配置する職員について、別添3障害児受入推進事業による配置と兼務することは可能か。	兼務は不可。 なお、障害児受入推進事業を実施する場合には、Q&A83を参照し、基準以上の職員を配置している場合であって、そのうちの1人を障害児受入のための専門的知識を有する職員として選任するような場合は、障害児受入推進事業に係る職員は加配せずとも補助対象として差し支えないとすることから、通常2名(うち1名障害児受入兼務)+弾力化1名=計3名は可能である。	●
39	放課後児童健全育成事業	支援員	省令基準第10条第3項第3号に「二年以上児童福祉事業に従事したもの」とあるが、児童福祉事業とは何が該当するのか。	児童福祉事業は児童福祉法に規定する事業を想定している。なお、従事する業務については、児童と直接関わりを持つような業務が望ましい。	
40	放課後児童健全育成事業	支援員	省令基準第10条第3項第9号に「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とあるが、類似する事業とは何か。	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」(平成26年5月30日雇児発0530第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示しているとおり、放課後子供教室に継続的に従事していた者など、遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある者を想定している。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
41	放課後児童健全育成事業	支援員	省令基準第10条第3項において、第3号で児童福祉事業に従事した者について、第9号では、放課後児童健全育成事業に類似する事業について、それぞれ2年以上の実務経験を求めているが、児童福祉事業及び区市町村が認める放課後児童健全育成事業に類似した事業の両事業に従事した者の従事時間が、併せて2年以上従事し、かつ2000時間以上であった場合に（どちらか単独では2年以上従事し、かつ2000時間以上の条件を満たせない。）、両事業の経験を合算し研修対象者とみなすことは可能か。	省令基準第10条第3項は、放課後児童支援員の資格要件を定め、「各号のいずれかに該当する者」としているため、各号ごとの要件を満たす必要がある。  なお、第9号については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」の留意事項について（平成26年5月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）を参照し、2000時間を目安としていただいているところであるが、あくまでも目安であり、勤務実態から市町村において適切に判断いただきたい。これについては、第3号についても準用することが可能である。	
42	放課後児童健全育成事業	支援員	省令基準第10条第3項第9号で、「高等学校卒業者等であつて、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」とあるが、「かつ」の解釈として、それぞれの要件が満たされれば該当すると解釈してよいか。	どちらかが先でなければならないというわけではなく、それぞれの要件が満たされれば該当することになる。	
43	放課後児童健全育成事業	支援員	放課後児童支援員に上限年齢を設けるか、認定資格の有効期限を設けるなどしないのか。	放課後児童支援員の年齢制限や、認定資格の有効期限を設けることは、想定していない。	
44	放課後児童健全育成事業	支援員	省令基準第10条第3項第10号の対象になるのは、どのような方か。	具体的には、放課後児童クラブの勤務経験は豊富だが、高校を卒業していないために、放課後児童支援員になれないといった、放課後児童クラブに長年勤務しているが、現行の資格要件を満たさない方を想定している。	
45	放課後児童健全育成事業	支援員	省令基準第10条第3項第10号の規定に基づき、「市町村長が適当と認めたもの」が放課後児童支援員となる資格を有するが、市町村長はどのような観点で判断をするのか。	児童福祉法第39条の8第1項及び第2項に規定する届出がなされた放課後児童健全育成事業について、5年の実務経験が認められるものか、また、その勤務姿勢等が適正であったか、という点について判断をすることが考えられる。 また、Q&ANo.41を参照し、第10号における5年以上の従事について、従事時間を5000時間を目安とするのも市町村長の判断により可能である。	
46	放課後児童健全育成事業	支援員	省令基準第10条第3項第10号の規定において、実務経験の対象となる事業を放課後児童健全育成事業に絞っている理由は何か。例えば、児童館での勤務は対象とならないのか。	上述のとおり、放課後児童支援員の認定資格は、放課後児童クラブで働く職員の中で、実践や運営に責任を持たされる職務につくことが想定されている資格であることから、一定以上の実務経験を求めるに当たり、放課後児童クラブでの経験を求めたものである。そのため、児童館での勤務は対象とならない。	
47	放課後児童健全育成事業	支援員	省令基準第10条第3項第4号に規定する「教員職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」とは、具体的にどういった者を指すのか。有効期間が切れた教員免許状を有する者は該当するのか。 また、効力を失った教員免許状を有している者、又は教員職員免許法第11条の規定により教員免許状を上げられた者については、改正省令による改正後の省令基準第10条第3項第4号の規定との関係で、どのように取り扱うべきか。	当該規定の対象者とは、教員免許状を有するものであり、特別支援学校の教員免許のみを有する方、臨時免許状や特別免許状を有している（いた）方、養護教諭免許を有する方についても含まれることとなる。 なお、教員免許更新制の導入によりかつて教員免許を取得したが、免許自体は更新を受けておらず失効している方についても、当然ながら対象となる。	
48	放課後児童健全育成事業	支援員	省令基準第10条第3項第5号から第8号までの各号に規定する大学等で履修する「社会福祉学」や「心理学」等は、具体的にどういった内容を規定したのか。 また、どのように確認すればよいか。	各号の規定については、それぞれ規定されている学問名に関して、大学や短大で対応する学習を行い、学士等を修得したことを指しており、単に関連する単位を修得したことを指すものではない。 また、当該各号に掲げる放課後児童支援員の基礎資格要件に該当するかを確認するにあたり、学位の確認は卒業証明書や学位記等での確認を想定している。学位が要件に該当しているかどうかは、文部科学省が示している「学科系統分類表」等で確認すること。 なお、名称が省令に示した学問名とは一致していない場合であっても、内容が関連するものであれば認められるものとする。（例：子ども学→教育学に該当）	
49	放課後児童健全育成事業	支援員	省令基準第10条第3項第10号で、なぜ「5年以上」の実務経験を求めているのか。「5年以上」とは、常勤で勤務していたことを意味するのか。例えば、一週間のうち何日といった勤務形態や、長期休業期間中のみの勤務についてはどのように解釈すべきか。	放課後児童支援員の認定資格は、放課後児童クラブで働く職員の中で、実践や運営に責任を持たされる職務につくことが想定されている資格であることから、一定以上の実務経験が必要と考えており、「5年以上」の実務経験を要件とした。なお、同第9号の高等学校卒業者等について2年以上の実務経験を求めていることとのバランスも考慮したものである。 「5年以上」の考え方については、必ずしも常勤で勤務していたことを求めるものではないが、実務経験証明書等から判断して、放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事し、児童と継続的に関わっている期間が5年以上である者を対象とする趣旨である。長期休業期間中のみの就業については、必ずしも「継続的」とは言えないものと考えられる。	
50	放課後児童健全育成事業	支援員	放課後児童健全育成事業を委託等された法人の役員報酬は対象か。	対象法人の役員が放課後児童支援員または補助員を兼ねている場合に限り、放課後児童支援員及び補助員として勤務している時間のみ対象となる。 なお、別添8 小規模放課後児童クラブ支援事業においても同様である。	●

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
51	放課後児童健全育成事業	一時預かり事業	延長保育事業又は一時預かり事業の定員に空きがあり、当該事業を放課後児童健全育成事業と合同で実施する場合、放課後児童クラブの職員配置についてはどのような取り扱いとなるか。	延長保育事業（又は一時預かり事業）を実施する保育所等を運営する法人と同一法人が運営し、かつ同一敷地内で実施する放課後児童クラブについて、一定の要件を満たす場合には、延長保育事業（又は一時預かり事業）において、両事業の対象児童を合同で保育することは可能である（※）。 この場合において、例えば、18時までに利用児童のほとんどが帰宅し、19時までの時間帯においてクラブを利用する児童数が少人数であって、支援に支障がない場合には、放課後児童支援員のうち1人については、合同で実施する事業所の保育士等を兼務することは差し支えない。 （※）「延長保育事業の実施について」（令和6年4月1日こ成保第225号、こども家庭庁成育局長通知）及び「一時預かり事業の実施について」（令和6年3月30日5文科初大2592号・こ成保第191号、文部科学省初等中等教育局長・こども家庭庁成育局長連名通知）を参照。	○
52	放課後児童健全育成事業	一時預かり事業	放課後児童クラブの空き時間において、一時預かり事業を実施することは可能か。	放課後児童クラブにおいて、「一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初大2592号・こ成保第191号、文部科学省初等中等教育局長・こども家庭庁成育局長連名通知）」に定める設備基準等が満たされていれば可能である。 なお、実施にあたっては、放課後児童健全育成事業の担当者と一時預かり事業の担当者が連携を図り、放課後児童クラブの運営等に支障をきたさないよう十分ご留意願いたい。	○
53	放課後児童健全育成事業	一時預かり事業	一時預かり事業の実施場所において、放課後児童健全育成事業の対象児童を合同で受け入れることは可能か。	職員配置や安全性などの一定の要件を満たした上で可能である。 一定の要件については、「一時預かり事業の実施について（令和6年3月30日5文科初大2592号・こ成保第191号、文部科学省初等中等教育局長・こども家庭庁成育局長連名通知）」を参照されたい。 なお、実施にあたっては、放課後児童健全育成事業の担当者と一時預かり事業の担当者が連携を図り、放課後児童クラブの運営等に支障をきたさないよう十分ご留意願いたい。また、利用者には利用条件（放課後児童クラブの児童がいる中での一時的預かりとなる、放課後児童クラブの中に一時預かりの児童もいる等）をよく説明した上で実施されたい。	○
54	放課後児童健全育成事業	夏季休業期間開所支援	夏季休業期間中に一時的に開所する分室においても、条例基準を満たした運営が求められるのか。	一時的な開所の分室においても、条例基準（職員配置、面積等）を満たした運営が求められる。なお、本体事業所は開所日数を含む全ての条例基準を満たす必要がある。	
55	放課後児童健全育成事業	夏季休業期間開所支援	本体事業所と同じ職員配置を分室も求められるのか。例えば本体事業所が常勤職員を2名以上配置する補助基準額を適用している場合、分室にもそれが求められるのか。	分室における職員配置は、条例基準を満たしていればよい。	
56	放課後児童健全育成事業	夏季休業期間開所支援	「事業所外の分室とは、本体事業所と同一市町村域内に所在し、独立した事業実施がなされるもの」とあるが、独立した事業実施とはどのようなことを指すのか。	本体事業所が運営方針を決定し、必要に応じて指示や支援を行うなど、本体事業所の管理下にあるが、本体事業所と物理的に一定の距離があり、日々の運営は分室が自らの判断で運営を行うものを指す。	
57	放課後児童健全育成事業	夏季休業期間開所支援	夏季休業期間開所支援と既存の長期休暇支援加算との切り分けはどのようなようになるのか。	夏季休業期間開所支援は、夏季休業期間中にのみ一時的に開所する事業所外の分室への補助としている。そのため、 ・夏季休業期間中であっても同一事業所内（同一敷地内）での実施となる場合、 ・夏季休業期間以外の長期休暇期間中（冬季等）に支援の単位を新たに設けて運営等する場合、 については、長期休暇支援加算による補助とする。	○
58	放課後児童健全育成事業	夏季休業期間開所支援	夏季休業期間の分室を、本体事業所を運営する事業者が別の事業者へ委託して実施することは可能か。	委託しての実施を妨げるものではない。本体事業所が決めた運営に沿った運営を実施し、本体事業所が分室の指導・監督を定期的に行っていれば、本体事業所の管理下にあると判断できるため、委託しての実施は可能。	
59	放課後児童健全育成事業	夏季休業期間開所支援	夏季休業期間中に一時的に開所する分室における支援の単位の児童の数は、本体事業所の児童の数に含めて計上するのか。	独立した事業実施がなされるものであるため、児童の数は本体事業所の児童の数に含めない。	
60	放課後児童健全育成事業	夏季休業期間開所支援	夏季休業期間開所支援を実施する前に要した経費（事業所外の分室で勤務する職員への研修費用等）については補助対象となるのか。	夏季休業期間開所支援を実施するにあたり必要な経費と認められる場合は、運営費に含めて差支えない。	
61	放課後児童健全育成事業	夏季休業期間開所支援	夏季休業期間開所支援の環境改善事業については、毎年度の利用が可能か。 また、年度により実施場所が変更する場合はどのように考えるのか。	分室に設置する1支援の単位当たり、事業実施初年度の1回限りとする。 なお、事業を行う分室の場所1か所につき、1回限りとするが、翌年度以降新たな場所で事業を実施する場合は、その場所で再度1回活用が可能。	
62	放課後児童健全育成事業	常勤職員配置の改善について	交付要綱における常勤職員（放課後児童支援員）の定義は、「原則として放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）ごとに定める運営規程に記載されている「開所している日及び時間」のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員」と示されているが、「開所している日及び時間」のすべてを満たしていない場合は、該当しないのか。	基本的には「開所している日及び時間」のすべてにおいて育成支援の業務に従事する職員を対象とするが、運営規程どおりに開所した場合の1週間（週の開所日数が6日間以上の場合は6日間を上限とする。）の総開所時間数（40時間を超える場合は40時間を上限とする。また、長期休業期間以外の学校休業日（土曜日や日曜日等）に8時間以上開所している事業所において、週4日以上育成支援の業務に従事する者については、「平日の平均開所時間数に週の開所日数を乗じた時間」で算出することも可能とする。）の8割以上を育成支援の業務に従事する職員も対象に含めるものとする。この場合の総開所時間数は小学校の長期休業期間を除いた平均的な1週間から算出すること。 また、運営規程において、週により「開所している日及び時間」が異なる旨を規定している場合は、平均の日数や時間数等から適切に算出すること。	
63	放課後児童健全育成事業	常勤職員配置の改善について	長期休業期間以外の学校休業日に8時間以上開所している事業所において、1週間の総開所時間数を「平日の平均開所時間数に週の開所日数を乗じた時間」として算出した場合の具体例はどのようなものか。	具体例としては以下のとおり。なお、週4日以上勤務日については、どの曜日でも構わない。ただし、常勤職員配置の改善が、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から実施されていることを踏まえ、特に長時間開所する学校休業日は、こどもの安全・安心を確保するためにも、いずれかの常勤職員が配置されるような体制を検討することが望まれる。  例）平日5時間、土曜日11時間の週6日開所している事業所であれば、 「5時間（平日の平均開所時間数）×6日（週の開所日数）＝30時間」が総開所時間数となる。 この総開所時間（30時間）の8割が24時間となるため、1週間に4日以上かつ24時間以上勤務した職員は、常勤職員に該当する。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
64	放課後児童健全育成事業	常勤職員配置の改善について	「開所している日及び時間」のすべてにおいて常勤職員が2名以上配置されていなければ、本基準額の対象とならないか。	1の支援の単位において、常勤職員を2名以上雇用し、配置できる体制（以下、雇用体制という。）を事業所として確保している場合について、本基準額を適用することが可能。	
65	放課後児童健全育成事業	常勤職員配置の改善について	雇用体制を確保しているが、当該職員の年次有給休暇等の取得により、常勤職員の配置が2名を下回る日がある支援の単位において、当該補助基準額を適用することは可能か。	適用することは可能。なお、その場合においても、各市町村の条例で定めている配置基準は満たす必要がある。	
66	放課後児童健全育成事業	常勤職員配置の改善について	常勤職員として雇用はされているが、長期に渡る産休・育休等の休暇を取得している場合、本補助基準額を適用することは可能か。	産休・育休等は、本人の希望や状況に応じて休暇取得期間が様々であるが、休暇期間が長期に渡る場合には、その期間の代替職員が今回示している常勤職員の定義に該当するかどうかで判断いただきたい。	
67	放課後児童健全育成事業	常勤職員配置の改善について	退職等により、年度途中で常勤職員2名以上の配置を満たせなかった場合は、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額の対象とならないのか。	雇用体制を満たして事業を実施した月は本基準額の適用が可能。	
68	放課後児童健全育成事業	常勤職員配置の改善について	常勤職員かどうかをどのように確認するのか（自治体が事業所から何らかの根拠となる資料を取得するのか。）	常勤職員の要件や、実際の勤務状況については、自治体が必要に応じて、就業規則や雇用契約書、勤怠管理等の労務管理に関する書類等により確認することを想定している。なお、常勤職員の定義上「年間を通じて」とあることから、1年間以上の継続雇用が見込める職員を想定している。	
69	放課後児童健全育成事業	常勤職員配置の改善について	別添6（放課後児童支援員等処遇改善等事業）や別添13（月額9,000円相当賃金改善）においても個別に常勤職員の定義の記載があるが、別添1（放課後児童健全育成事業）の常勤職員の定義が適用されるのか。	別添6、別添13はクラブに勤務する職員の処遇改善を目的とした事業である。一方、別添1における「常勤の放課後児童支援員の2名以上の配置」は、放課後児童支援員とごとの関わりを持つ時間を確保し、育成支援の質を高めることを目的としていることから、趣旨が異なる。そのため、定義の統一はしない。	
70	放課後児童健全育成事業	常勤職員配置の改善について	期間業務職員や会計年度任用職員については、常勤職員に該当しないのか。	職員の雇用形態によって区別するものではないため、今回示している常勤職員の定義に該当するかどうかで判断いただきたい。	
71	放課後児童健全育成事業	常勤職員配置の改善について	放課後児童支援員認定資格研修を修了していない、いわゆる「みなし支援員」でも、常勤職員の要件を満たせば、本補助基準額を適用することは可能か。	別添1「放課後児童健全育成事業」5職員体制（2）に記載する「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者」も、対象となる。 なお、上記の者が研修を修了する前に退職した場合については、その年度の当該職員は退職までの期間について補助員扱いになる。	○
72	放課後児童健全育成事業	常勤職員配置の改善について	支援員のシフトを組み、複数の支援の単位を運営している事業所において、支援の単位ごとに配置する支援員を固定しなければ本補助基準額を適用することはできないのか。	運営規程に定める「開所している日及び時間」に応じた雇用体制が確保できる支援の単位は本基準額を適用することが可能。  (例) 平日5時間開所、週5日間開所と運営規程で定め、2つの支援の単位がある事業所の場合 5×5×0.8=20 20時間以上育成支援の業務に従事する職員が常勤職員となる。 上記を満たす職員が4名以上であり、シフトにより両方の支援の単位に従事する状況であるならば、2つの支援の単位が本基準額を適用できる。	
73	放課後こども環境整備事業	対象	既存施設の改修（耐震化等の防災対策や防犯対策を含む。）とあるが、耐震工事も対象となるのか。具体的にはどのような改修、備品購入を想定しているか。	本事業は、床板や壁紙の張り替えなど、軽微な改修を想定しているため、建物構造に関わる耐震工事については対象とならない。改修、備品購入等の内容については、例えば防災対策としては玄関ドア・窓ガラスの耐震化、防災カーテン、防災グッズの購入等、防犯対策としてはライトや防犯カメラ、フェンス等の屋外設置が考えられる。設備の整備としてエアコン設置にかかる費用を対象にすることは可能。ただし、ビルトイン等の建物埋め込み式のようなタイプは、建物の構造に影響を及ぼすため対象外となる。	○
74	放課後こども環境整備事業	対象	放課後児童クラブ設置促進事業における「既存施設の改修」とは、どの程度の改修を想定しているのか。	床板やカーペットの張り替え、壁紙のはり替えなどの軽微な改修を想定している。建物の構造を変えるような改修や、建物の効用を増加させるような改修は放課後児童クラブ設置促進事業の補助対象外となる。	
75	放課後こども環境整備事業	対象	年度末から次年度と年度をまたぐ工事は対象となるか。	No73,74のとおり軽微な改修を想定しているため、複数年度にまたがるような規模の工事は対象外。単年度での清算をお願いする。	●
76	放課後こども環境整備事業	対象	当該事業を活用して整備を行ったが、別の場所へ移動することとなった場合、新たな場所で再度、当該事業を活用することは可能か。	4対象事業の制限に「事業を行う場所1か所につき1回限り」となっているため、実施場所が変更されている場合、移転先での本事業の活用は可能である。	
77	放課後こども環境整備事業	対象	環境改善事業②について、「事業を行う場所1か所につき、設備の更新や備品購入等、防災対策、防犯対策による実施それぞれ1回限り」とあるが、設備の更新で1回、備品購入等で1回、防災対策で1回、防犯対策で1回の計4回活用可能か。	設備の更新や備品購入等で1回、防災対策で1回、防犯対策で1回の計3回である。ただし、アこども家庭庁長官が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合イ児童の数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能とする。	●
78	放課後こども環境整備事業	対象	設置促進事業④及び環境改善事業①における「放課後児童健全育成事業を新たに実施する場合」とは新規で開所するクラブのみが該当するのか。	「新たに実施する」とは、クラブを新規開所する場合や、既存クラブにおいて新たな支援の単位を増やす場合も該当する。	
79	放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）	対象	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置したが、年間を通して障害児の利用がなかった場合、補助対象となるか。	障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置していれば、結果として障害児の利用がなかった場合でも補助対象となる。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
80	放課後児童クラブ支援事業 (障害児受入推進事業)	対象	配置基準の2名の放課後児童支援員等のうち、1人が専門的知識等を有する場合、その職員を当該事業の対象職員としてよいか。	本事業は障害児を受け入れるための専門的知識を有する職員を配置した場合に補助するためのものであり、基本的には、すでに配置されている支援員等に加えて職員を配置する必要がある。ただし、すでに基準以上の職員を配置している場合であって、そのうちの1人を障害児受入のための専門的知識を有する職員として選任するような場合は、職員を加配せずとも補助対象として差し支えない。 なお、基準どりの職員を配置し、そのうち1人を障害児受入のための職員として兼務させるような場合には、支援員等としての業務量と障害児受入職員としての業務量等を勘案し、障害児受入のための業務に係る経費分のみ、補助の対象となる。	
81	放課後児童クラブ支援事業 (障害児受入推進事業)	対象	法人の役員が専門的知識等を有しており、かつ現場の支援に入っている場合は、対象としてよいか。	よい。ただし専門的知識等を有する放課後児童支援員及び補助員として勤務している時間を勘案し、対象費用について適切に算出すること。 なお、別添7 障害児受入強化推進事業も同様である。	●
82	放課後児童クラブ支援事業 (障害児受入推進事業)	その他	「専門的知識等」を有しているとはどのように判断すればよいか。	①地方自治体等が実施する研修の受講 ②個々の指導員が有する経歴(放課後児童クラブにおける障害児担当経験年数) ③個々の指導員が有する資格 などを総合的に見て、各市町村にて判断をお願いする。	
83	放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業)	賃借料補助	放課後児童クラブ運営支援事業の賃借料補助について、平成26年度以前より運営している放課後児童クラブが、新たに民家等を借りて事業を実施する場合、支援の単位が増加しなくても受入児童数が増えれば、当該補助金の対象となり得るか。	なり得る。現在の場所では手狭で、入所を希望する児童全員が入所できないため、広い場所に移転する場合は適用されると解される。その場合、支援の単位が増えなくても、定員が増えれば適用される。ただし、老朽化が理由で移転する場合は適用できないのでご留意願いたい。	
84	放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業)	賃借料補助	(1)賃借料補助は初年度限りではなく、次年度以降もメニューとして使用できるか。	次年度以降も補助対象として差し支えない。	
85	放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業)	賃借料補助	4 対象の制限(5)に工事費等は対象とならないとあるが、プレハブ施設の設置費や、整地費用についても対象外か。	お見込みのとおり、対象外。	
86	放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業)	賃借料補助	「学校敷地外の民家・アパート等」とあるが、公共施設を利用する場合に当該利用料は、本補助の対象か。	指定管理者制度における利用料金制度を導入している公共施設の場合、当該公共施設の利用規程に則った利用料について、対象として差し支えない。減免措置がある場合は活用していただきたい。	●
87	放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業)	移転関連費用補助	「学校敷地外の民家・アパート等を活用して別添1に基づく放課後児童健全育成事業を実施しており」とあるが、学校敷地内の建物で実施しているクラブが学校敷地外に移転する場合、移転に係る費用は対象外か。	対象となる。「学校敷地外の民家・アパート等を活用して～」の「等」で学校敷地内で実施しているクラブも対象として差し支えない。	
88	放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業)	移転関連費用補助	移転するために必要となる移転先施設の整備や清掃にかかる費用も対象となるか。	対象とならない。対象となる「移転に係る経費」とは引っ越し費用や、移転前施設の原状回復費用が該当する。	
89	放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業)	土地借料補助	土地借料の補助対象となる期間はいつになるのか。	工事契約日以降から放課後児童クラブを開所するまでの期間における土地借料が補助対象となる。 なお、受け皿の確保を図る事業のため、工事期間中の関係車輛の駐車に係る費用についても対象だが、工事終了後の費用は対象外。	○

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
90	放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業)	対象	タクシーの活用は当該事業の対象となるか。	タクシーによる送迎については、年間を通じて、タクシー事業者と契約を結び、定期的に送迎を行う場合などが対象となる。また、タクシー等の地域の公共交通事業者への委託により実施する場合も本事業の対象となる。	
91	放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業)	対象	ファミリー・サポート・センターの活用は当該事業の対象となるか。	ファミリー・サポート・センターの活用による実施については、国庫補助事業である子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)として実施する場合には、他の国庫補助を受ける場合(重複受給)に当たることから、対象とはならない。	
92	放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業)	対象	送り先として、放課後児童クラブから自宅以外の部活動や習い事、塾等への送迎は可能か。	放課後児童クラブ送迎支援事業は、学校敷地外で放課後児童クラブを実施している場合に、児童の安全・安心を確保することを目的としており、放課後児童クラブから児童の自宅以外への送迎についても、補助の対象として差し支えない。なお、自宅以外の部活動や習い事、塾等から自宅への送迎は対象外となる。	
93	放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業)	対象	通常は、地域において児童の健全育成等に関心を持つ者が児童に付き添う形で送迎を行っていたところ、天候等の都合で当該者の自家用車を利用して送迎を行った場合、この送迎に係るガソリン代は国庫補助の対象となるか。	送迎支援に自家用車を利用した場合、放課後児童クラブの送迎に係るガソリン代と日頃の自家用車の利用に係るガソリン代の切り分けが困難であることから、国庫補助の対象とはならない。なお、放課後児童クラブが個人名義の自家用車を利用して送迎する場合も対象外。	○
94	放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業)	対象	長期休暇期間等、授業の休業日に、自宅から放課後児童クラブに移動する際の送迎は当該事業の対象となるか。	授業の休業日に限っては、自宅から放課後児童クラブへの送迎も対象としてよい。	
95	放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業)	対象	地域の方が送迎支援を行った場合、謝礼金として支払った費用は対象となるか。 また、当該事業の送迎支援を支援員等が行った場合、その部分の人員費については対象としてよいか。	謝礼金や人員費についても対象となる。 ただし、放課後児童クラブの支援員等の人員費については別添1の運営費に計上されるべきものであり、本事業の送迎支援を支援員等が行うことは想定していない。	
96	放課後児童支援員等処遇改善等事業	要件	賃金改善の方法にはどのようなものがあるか。	賃金改善の方法は、ベースアップ、定期昇給、手当、賞与、一時金等がある。	
97	放課後児童支援員等処遇改善等事業	要件	①ベースアップ等による賃金改善はしたが、当該職員の超過勤務が平成25年度よりも少なかったこと等により、年間の給与の支給総額が平成25年度よりも少なくなった場合、当該事業の対象とはならないか。 ②ベースアップ等による賃金改善はしていないが、当該職員の超過勤務が平成25年度よりも多くなったこと等により、年間の給与の支給総額が平成25年度よりも多くなった場合、当該事業の対象となるか。	実施要綱に記載のとおり、本事業による補助を受けるためには、「平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金に対する改善を行っていることが必要である」ことから、①は本事業の対象となるが、②は本事業の対象とはならない。	
98	放課後児童支援員等処遇改善等事業	要件	事業の実施方法として、「平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金(退職手当を除く。)に対する改善を行っていることが必要である。」としているが、どのような書類により、賃金の改善を行っているか否かを確認することを想定しているか。	平成25年度と比べて、職員の賃金改善が行われていることを確認する必要があるため、給与等の額が確認できる書類(例えば、各年度の給与規程や、賃金台帳の写し等)を想定している。	
99	放課後児童支援員等処遇改善等事業	要件	事業の実施方法として、「平成25年度の当該放課後児童健全育成事業所に従事する職員の賃金(退職手当を除く。)に対する改善を行っていることが必要である。」としているが、この「平成25年度」については、変更する予定はあるか。	平成25年度の賃金に対する改善を行っていることを国庫補助要件としたのは、本事業の前身である「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」を開始したのが平成26年度であり、事業開始前と比較して賃金改善を行っている場合には補助するというのが本事業の趣旨であることから、変更する予定はない。	
100	放課後児童支援員等処遇改善等事業	賃金改善額の算定方法等	放課後児童支援員等処遇改善等事業の事業費を、新たな職員を雇い上げる費用(新たな職員の給与の全部)に充当することは可能か。	実施要綱別添6の3(1)の事業については、職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助するものであり、新たな職員を雇い上げることにより増加した人員費を補助する趣旨ではないことから、新たに職員を雇い上げる場合についても、当該職員に係る賃金改善経費のみが補助対象となり、賃金改善部分以外の人員費に充当することはできない。 実施要綱別添6の3(2)の事業については、賃金改善に必要な費用を含む常勤職員を配置するための追加費用の一部を補助するものであり、新たに常勤職員を雇い上げる場合に限りならず、事業の対象となる常勤職員の賃金改善経費を含む給与に充当することも可能である。なお算定にあたっては、毎年通知する「『放課後児童支援員等処遇改善等事業』の交付額の算定方法について」を参照すること。	
101	放課後児童支援員等処遇改善等事業	賃金改善額の算定方法等	新規に増員した職員の賃金改善額はどのように考えたらよいか。	平成25年度に同程度の経験や能力等を有する職員を雇用した場合の賃金水準と比較し、その額を超える部分が賃金改善額となる。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
102	放課後児童支援員等処遇改善等事業	賃金改善額の算定方法等	新規に開所した場合の賃金改善額はどのように考えたらよいか。	平成25年度に存在しなかった放課後児童クラブに従事する職員の賃金改善額については、平成25年度の地域の放課後児童クラブの賃金水準と比較し、賃金改善が図られていると認められる部分を賃金改善額とする。	
103	放課後児童支援員等処遇改善等事業	賃金改善額の算定方法等	5 留意事項（2）に「なお、最低賃金の上昇に伴う賃金改善分（ベースアップ分）は、当該事業における賃金改善には含めないものとする。」とあるが、どのように解釈すればよいか。	本事業であれば平成25年度の賃金を基準として、それを上回っている部分が賃金改善額となる。（最低賃金を超えていることが前提） 【例】（）内は最低賃金 ①平成25年度賃金 770円（700円） 当該年度賃金 1,050円（1,000円） この場合、当該年度の最低賃金を超えた上で、平成25年度と比較して賃金は280円上昇しているため、賃金改善額は280円となる。 ②平成25年度賃金 770円（700円） 当該年度賃金 1,000円（1,000円） この場合、平成25年度と比較すると賃金は上昇しているが、当該年度の最低賃金を超えたものとなっていないため、本事業の賃金改善には含めないこととなる。 なお、別添12放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業及び別添13放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）においても同様の考え方となる。	
104	放課後児童支援員等処遇改善等事業	対象	「5 留意事項」について、「（2）経営に携わる法人の役員である職員については当該事業の対象とはならない」と記載があるが、法人の役員が、直接育成支援に携わる放課後児童支援員等を兼任している場合であっても対象外となるのか。	放課後児童支援員等が役員を兼ねており、かつ、放課後児童クラブの運営内容や放課後児童支援員等の賃金体系、処遇等については、理事会等の合議制により決定している場合など、当該役員に実質的な給与決定権がなかったり、当該役員と他の役員ではない放課後児童支援員等が平等に給与決定権を有している場合等については、当該役員である放課後児童支援員等は本事業の対象とする。	
105	放課後児童支援員等処遇改善等事業	対象	実施要綱の別添6の3（1）に規定する家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援を主に担当する職員が複数いた場合、複数名の職員に係る賃金改善経費が補助対象となるか。	実施要綱別添6の3（1）に規定する家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援を主に担当する職員が複数名いる場合は、その全ての職員に係る賃金改善経費が補助対象経費の額の算定対象となる（人数の制限はない）。	
106	放課後児童支援員等処遇改善等事業	対象	年度途中で採用された職員や退職した職員がいる場合については、どう算出するか。	該当の職員が勤務した期間について、月割りで申請することが可能。	●
107	放課後児童支援員等処遇改善等事業	対象	年度途中で産前産後休業・育児休業等を取得する場合、補助対象となるか。	職員として在籍し、労働基準法65条に定められた産前産後休業期間や、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第9条に定められた育児休業期間の前後で勤務していた場合は対象。勤務月数に応じて月割で申請する。なお、産前産後休業・育児休業等の扱いについては、別添12放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業及び別添13放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）においても同様の考え方となる。	●
108	放課後児童支援員等処遇改善等事業	その他	国庫補助基準額は、何人分の賃金改善経費を見込んだものか。	国庫補助基準額については、放課後児童クラブに従事する非常勤職員1名分の賃金改善経費、又は非常勤職員1名を常勤職員に替える場合の追加費用を基に算出しているが、執行に当たっては、いずれも支援の単位当たりの年額として国庫補助基準額を設定しており、その金額の範囲内であれば、補助の対象となる職員の人数には制限を設けていない。	
109	放課後児童支援員等処遇改善等事業	その他	放課後児童支援員等処遇改善等事業により受けた交付金については、放課後児童支援員等に係る人件費以外の放課後児童クラブの運営に係る経費（消耗品費、光熱水料等）に充てることはできないのか。	本事業は、実施要綱別添6の「3 事業の内容」に記載のとおり、「職員の賃金改善に必要な費用の一部」又は「賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用の一部」を補助する事業であり、子ども・子育て支援交付金交付要綱の別紙に記載のとおり、対象経費は、事業の実施に必要な給料、職員手当（時間外勤務手当、期末勤勉手当、通勤手当）、共済費（社会保険料）、賃金等である。 このため、人件費以外の放課後児童クラブの運営に係る経費（消耗品費、光熱水料等）に充てることはできない。	
110	放課後児童支援員等処遇改善等事業	その他	当該事業における常勤職員の定義は何か。	本事業における常勤職員とは、放課後児童健全育成事業を行う者と雇用契約を締結して、放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規定に記載されている「開所している日及び時間」に従事している職員である。 別添1における常勤職員の定義と異なることに留意すること。	
111	放課後児童支援員等処遇改善等事業	その他	別添1と当該事業、別添13の放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）の常勤職員の定義がそれぞれ異なるが、令和6年度に創設された常勤職員2名以上配置の際に示された常勤職員の定義である「法定労働時間の範囲内において、原則として放課後児童健全育成事業を行う場所ごとに定める運営規程に記載されている『開所している日及び時間』のすべてを、年間を通じて専ら育成支援の業務に従事している職員」に揃えるのか。	常勤職員の定義はそれぞれの事業でお示しのとおり。それぞれ異なるものとなるため留意すること。	
112	障害児受入強化推進事業	対象	年度途中で入退所等により、対象となる障害児の数が変動した場合、当該補助金の対象となるのか。	対象となる障害児の数は、登録申込みをした児童の数で算出する。年度途中で入退所した場合は、登録申込みをした児童が3人以上の期間について対象となる。	
113	障害児受入強化推進事業	対象	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等は、障害児が利用している日や時間帯のみ配置されていれば、補助対象となるか。	障害児受入強化推進事業は、「3人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置することで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである」とため、全ての開所日、開所時間に必ず当該放課後児童支援員等が配置されていなければならないものではないが、事業の趣旨、目的が達成されるよう、障害児の利用がある日及び時間帯には、必ず配置されていなければならない。	
114	障害児受入強化推進事業	対象	医療的ケア児が年度途中で退所した場合や年度途中からの入所に備え年度当初から職員を配置する場合など、実際に医療的ケア児の受入が無くても看護職員等を配置した場合は、当該事業の対象となるか。	対象とならない。必要な看護職員等を配置した上で、実際に医療的ケア児を受入れた場合が対象となる。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
115	障害児受入強化推進事業	職員配置	医療的ケア児を受け入れるための看護職員等は、当該児童の利用がある時間帯には、必ず配置されていなければならないか。	当該児童の利用する時間帯のすべてに配置を求めるものではない。ただし、医療機関等の指示の下、医療的ケアが必要とされる時間帯は必ず配置されていなければならない。	
116	障害児受入強化推進事業	職員配置	看護職員の配置方法として、訪問看護ステーションと委託契約を結び、派遣する形態でも対象か。	対象となる。	●
117	障害児受入強化推進事業	その他	障害児を3人以上受け入れているクラブにおいて、別添3の障害児受入推進事業は実施せず、当該事業のみを活用することは可能か。	不可。別添3に基づく放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）による放課後児童支援員等の配置に加えて、専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置した場合が対象となる。 ただし、本事業3 事業内容（2）の看護職員等の配置により医療的ケア児の受け入れを行う場合は、別添3の実施は問わない。	
118	小規模放課後児童クラブ支援事業	対象	実施要綱の別添8の「5 留意事項」（1）において、「本事業は、一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の放課後児童健全育成事業所における2人目以降の放課後児童支援員等に係る人件費を計上するものであり」とあるが、3人以上放課後児童支援員等を配置している場合、その人件費は必ず当該事業の対象経費とし、別添1の放課後児童健全育成事業の補助対象経費に計上してはならないか。	一の支援の単位を構成する児童の数が19人以下の放課後児童クラブにおいて、3人以上の放課後児童支援員等を配置している場合、1人目の人件費については、放課後児童健全育成事業（実施要綱の別添1）の補助対象経費に計上し、2人目の人件費については、小規模放課後児童クラブ支援事業（実施要綱の別添8）の補助対象経費に計上することとなるが、3人目以降の人件費については、両事業の補助対象経費に重複して計上してはならない。いずれの事業の補助対象経費として計上しても差し支えない。	
119	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	対象	当該事業の職員の業務として①～⑥まで挙げられているが、このすべてを行っていない場合は、補助対象とならないか。	①～⑥のいずれかの業務に従事している職員であれば対象となる。	
120	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	対象	3 事業内容（1）に「別添1の5の（1）に基づく職員体制に加え、運営事務等を行う職員の配置等を行う。」とあるが、支援員が運営事務等を行った場合は当該事業の対象となるか。	本事業は支援員が育成支援に専念できるよう周辺の業務を行う職員を配置した場合の補助となる。ただし、各市町村が条例で定める職員配置基準を満たした上で、支援員等を本事業の対象職員とすることは差し支えない。その場合、雇用契約書等により支援員等として従事している時間との区別を示せるようにしておくこと。	
121	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	対象	「放課後児童クラブにおける食事提供について」（令和5年6月28日事務連絡）において、「昼食等の発注業務についてはその業務範囲」との記載があるが、食事提供の際に発生する食材費や調理に関わる人件費、ごみ処理費等は当該事業の対象としてよいか。	今まで放課後児童支援員等が行っていた（もしくは今までの業務を鑑みて今後行うと想定される）周辺業務を行うための職員配置に係る費用が対象となる。クラブにおいて調理をするのであれば、調理に従事する職員に係る人件費を対象とすることは可能。ただし、食材費やごみの処理費等は対象外となる。	
122	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	対象	育成支援の周辺業務を行う職員1人が複数の支援の単位を受け持った場合、当該事業の対象となるか。	対象となる。経費を二重計上しないよう支援の単位ごとに適切に按分していただく。	
123	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	対象	クラブを運営する法人等の職員が、当該事業の実施要綱で示す①～⑥の業務を行っている場合、補助対象となるか。	職員名簿等に記載されており、当該職員が放課後児童クラブの職員であることが確認できる場合において、その業務に従事しているのであれば本事業の対象として差し支えない。	
124	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	要件	概ね5年以上の経験年数を有する放課後児童支援員に対する処遇改善の要件である「一定の研修」は、どのような研修か。	処遇改善の要件となる研修は、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成事第350号子ども家庭庁長通知）の別添9「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「II 放課後児童支援員等資質向上事業」に基づく研修と同程度の内容であり、都道府県・市町村が実施（委託による実施を含む）する研修で、市町村が処遇改善の補助を行うに当たって適当と認める研修を受講したことが要件となる。	
125	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	要件	3年以上の経験年数を有する放課後児童支援員に対する処遇改善の要件である「一定の研修」は、概ね5年以上の経験年数を有する放課後児童支援員に対する研修と同じ研修で良いか。	令和8年度については、同等の研修で差し支えない。 今後、国として研修体系を検討し、各自治体にお示しする予定である。	●
126	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	要件	概ね5年以上の経験年数を有する放課後児童支援員に対する処遇改善の要件である「一定の研修」の受講は、現に受講した者のみが要件を満たすのか。また、過去に受講した研修は対象となるのか。	処遇改善の要件となる研修の実施時期については、当該年度中に受講を予定していれば要件を満たすものとして取り扱って差し支えない。ただし、当該年度中に研修を受講しなかった場合には、国庫補助の対象とならないことにご留意いただきたい。また、過去に受講した研修であっても受講者名簿等の書類で受講実績を確認できる場合には、受講したものと取り扱って差し支えない。	
127	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	要件	No.126の回答の「過去に受講した研修」というのは、どの時点まで含まれるのか。子ども・子育て支援新制度が始まった平成27年度以前の研修も対象に含んでよいか。	一律に対象となる受講期間をお示しすることは難しいが、実施要綱で規定している研修によって得られる直近の知識・技能と同程度の内容を得ることができる研修であれば、対象となると考える。	
128	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	要件	No.126の回答の「受講者名簿等の書類で受講実績を確認」というのは、例えば県が実施した研修の場合であれば、県から市町村への受講者名簿の送付するなどの方法でよいか。各個人への修了証の発行までは必須ではないという解釈でよいか。	お見込みのとおり。	
129	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	要件	概ね5年以上の経験年数の放課後児童支援員に対する処遇改善の要件である「一定の研修」の研修内容（科目、開催日数、時間数等）はどの程度か。	研修内容について一律の基準は設定しないが、対象となる研修テーマは様々であるため、それぞれのテーマに応じた日数及び時間等を考慮いただき、職員の資質向上に必要な研修を実施していただきたい。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
130	放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善事業	要件	概ね5年以上の経験年数の放課後児童支援員に対する 処遇改善の要件である「一定の研修」について、他の都道府 県・市町村が実施する研修も対象となるか。	処遇改善の補助を実施する市町村が適当と認めた場合には、他の都道府県・市町村が実施す る研修も対象となる。	
131	放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善事業	要件	概ね5年以上の経験年数の放課後児童支援員に対する 処遇改善の要件である「一定の研修」について、職場内研修 (OJT)も市町村が認めれば対象の研修となるか。	個別のクラブごとに新人職員等を対象に実施される職場内研修(OJT)は対象とならない が、都道府県・市町村が研修対象職員を集めて実施する実地研修など、研修体系の一環として 実施されている場合は対象として差し支えない。	
132	放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善事業	要件	勤続年数が実期間で4年6か月しかない者でも、当該事 業実施年度中に実期間5年を満たす場合は、概ね5年と して処遇改善事業の対象となるか。また、「勤続年数の期間 は、当該年度の4月1日現在において算定することを基本と する。」とあるが、4月1日現在で5年を満たしていなければ 処遇改善事業の対象外となるか。	実施要綱上、概ね5年以上としており自治体の判断により概ね5年以上の経験年数があると判 断できれば本事業の対象として差し支えない。	
133	放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善事業	要件	経験年数5年を満たす当該年度以前に研修を受講してい た場合でも、処遇改善事業の対象になり得るか。例えば放 課後児童クラブの勤続年数1年目に受講していた場合、そ れ以降研修を受けていなくとも勤続年数5年を経過すれば 処遇改善事業の対象となるか。	実施要綱上に記載している研修を修了しており、且つ経験年数の要件を満たしていれば、補助 対象となり得る。	
134	放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善事業	対象	概ね10年以上の経験年数の放課後児童支援員の「事業 所長(マネジメント)立場にある者」とは、どのような職員 を指すか。	「事業所長(マネジメント)立場にある者」は、放課後児童健全育成事業の事業所長、若し くは支援の単位の責任者などを想定している。なお、当該立場にある者については、発令や運営 規程等の文書により確認できる必要がある。	
135	放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善事業	対象	実施要綱に「経営に携わる法人の役員については、原則とし て、本事業の対象とならない」とあるが、原則以外はどのような 場合が想定されるのか。	役員(理事、幹事)は、給与規定や処遇等を決定する経営に携わる者であるため、原則として は本事業の対象としない。ただし、放課後児童支援員等が役員を兼ねており、役員報酬を得てい ない場合には本事業の対象となる。また、役員報酬を得ている場合には、役員報酬は補助対象 外となるが、放課後児童支援員等としての勤務に係る給与については補助対象となる。	
136	放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善事業	対象	当該事業における、①平成28年度に対する賃金改善額、 ②放課後児童支援員の経験年数は、どのような確認方法を 想定しているか。	①対象となる職員の給与等の額が確認できる書類(例えば、各年度の給与規程や、賃金台帳 の写し等)、②放課後児童健全育成事業以外の事業の経験年数を確認する場合には、各々 の事業所等における経験年数が確認できる書類(勤務証明書等)を想定している。	
137	放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善事業	対象	当該事業について、非常勤職員は対象となるか。また、例え ば常勤で週5日働いている者で月給払いの者と、非常勤で 週3日働いている者で時給払いの者がいる場合、経験年数 や賃金改善額の算定はどう取り扱うのか。	非常勤職員も対象となる。経験年数の算定については、「概ね」としてあり、各放課後児童クラブ の職員の構成・状況を踏まえ、柔軟な対応ができることとしてあり、各クラブの実情を踏まえて対応 いただきたい。 また、賃金改善額については、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを 設けることを念頭に平成28年度からの改善額を算定されたい。	
138	放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善事業	対象	当該事業は、年間開所日数が250日未満のクラブも対象と なると考えてよろしいか。	お見込みのとおり、当該クラブが実施要綱(別添1)の放課後児童健全育成事業の要件を満 たしていれば、年間開所日数が250日未満のクラブも補助対象となる。	
139	放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善事業	対象	「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」実施要 綱の4実施方法(5)について、「現在勤務している放課 後児童健全育成事業所の勤続年数に加え、以下の施設・ 事業所における経験年数を合算することができる。」とあるが、 例えば下記のような場合もキャリアアップ処遇改善事業の対 象となり得るか。 例) 保育園で4年勤務し、放課後児童クラブで1年勤務 → 勤続年数通算5年	実施要綱「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の4(5)に該当する保育所であ れば、対象として差し支えない。	
140	放課後児童支援員 キャリアアップ 処遇改善事業	対象	処遇改善の対象となる研修は、国の実施要綱に基づく「放 課後児童支援員等資質向上事業」とあるが、国庫補助を 受けていない、市単独事業であっても市町村が資質向上の ための研修であると認めたものであれば補助対象になるとい う解釈でよいのか。	市単独事業の研修が、「放課後児童支援員等資質向上事業」と同程度の研修であれば、お見 込みのとおり。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
141	放課後児童支援員 キャリアアップ処遇改善事業	賃金改善額の算定方法等	当該事業の対象は、「原則、放課後児童支援員とするが、放課後児童支援員以外の職員についても経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けることを目指す又は設けている場合には、別に定める放課後児童支援員1人あたりの国庫補助基準額に対象人数を乗じて算出した合計額の範囲内で対象とすることができる」とのことだが、具体的にはどのような取扱いを想定しているか。	<p>具体的には、以下のような取扱いとすることを想定している。なお、国庫補助基準額の算定対象となるのは放課後児童支援員のみであることに留意いただきたい。</p> <p>【例】（※令和8年度の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童支援員2人、</li> <li>・概ね経験年数3年以上の放課後児童支援員1人、</li> <li>・概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員1人、</li> <li>・概ね経験年数5年以上の補助員1人、</li> </ul> <p>が配置されている放課後児童クラブの場合</p> <p>①国庫補助基準額 ※放課後児童支援員のみ算定 131,000円×2人+198,000円×1人+263,000円×1人=723,000円</p> <p>②補助対象経費 ※放課後児童支援員以外の職員に係る賃金改善分も補助対象経費となる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童支援員2人 100,000円（*）×2人=200,000円</li> <li>・概ね経験年数3年以上の放課後児童支援員1人 150,000円（*）×1人=150,000円</li> <li>・概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員1人 200,000円（*）×1人=200,000円</li> <li>・概ね経験年数5年以上の補助員1人 50,000円（*）×1人=50,000円</li> </ul> <p>計 800,000円</p> <p>*平成28年度からの賃金改善分</p> <p>③国庫補助額（①と②を比較して低い方） 723,000円</p>	○
142	放課後児童支援員 キャリアアップ処遇改善事業	賃金改善額の算定方法等	新規に増員した職員のキャリアアップ処遇改善の賃金改善額はどのように考えたらよいか。	平成28年度に同程度の経験や能力等を有する職員を雇用した場合の賃金水準と比較し、その額を超える部分が賃金改善額となる。	
143	放課後児童支援員 キャリアアップ処遇改善事業	賃金改善額の算定方法等	新規に開所した場合のキャリアアップ処遇改善の賃金改善額はどのように考えたらよいか。	平成28年度に存在しなかった放課後児童クラブに従事する職員の賃金改善額については、平成28年度の地域の放課後児童クラブの賃金水準と比較し、賃金改善が図られていると認められる部分を賃金改善額とする。	
144	放課後児童支援員 キャリアアップ処遇改善事業	その他	条例で経過措置を延長していない市町村において、基礎資格を持ち、職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになってから2年以内に認定資格研修を修了予定の者があった場合、キャリアアップ処遇改善事業の対象としてよいか。	<p>条例上は放課後児童支援員ではないが、実施要綱上は放課後児童支援員として扱われるため、その他の要件を満たす限り、本事業の対象として差し支えない。</p> <p>なお、放課後児童クラブの運営にあたっては、当該者は当該自治体においては補助員となるため、認定資格研修を修了した支援員を別途配置する必要があることに留意すること。</p>	
145	放課後児童支援員等処遇改善事業 （月額9,000円相当賃金改善）	対象職員	当該事業の対象者は、放課後児童支援員や補助員に限られるのか。	本事業の対象者については、放課後児童支援員や補助員だけでなく、事務職員など放課後児童クラブに従事する全ての職員（公立を含み、経営に携わる法人の役員である職員を除く。）が対象となる。	
146	放課後児童支援員等処遇改善事業 （月額9,000円相当賃金改善）	対象職員	放課後子供教室と連携型により放課後児童クラブを実施している場合、放課後子供教室の職員についても当該事業の対象として良いか。	本事業の対象は放課後児童クラブに従事している職員であり、放課後子供教室のみに従事している職員は今回の処遇改善事業の対象外となる。	
147	放課後児童支援員等処遇改善事業 （月額9,000円相当賃金改善）	対象職員	非常勤職員は当該事業の対象となるか。	非常勤職員も対象となる。	
148	放課後児童支援員等処遇改善事業 （月額9,000円相当賃金改善）	対象職員	派遣職員は当該事業の対象となるか。	派遣職員も対象とすることができるが、その場合、派遣元事業所を通じて、賃金改善が確実に実行されることを確認する必要がある。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
149	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	対象職員	「経営に携わる法人の役員である職員を除く」とあるが、ここでいう「法人の役員」の範囲はどこまでか。また、「法人の役員」を兼務する職員も補助対象外となるか。	「法人の役員」については、賃金の決定を含む放課後児童クラブの経営判断に携わる者を想定しており、例えば、社会福祉法人においては、理事、幹事及び評議員が該当する。 また、「法人の役員」を兼務する職員は補助対象となるが、補助額を放課後児童クラブの職員としての賃金ではない役員報酬に充てることはできない。	
150	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	対象職員	全ての職員を当該事業の対象とする必要があるのでしょうか。	賃金改善の具体的な方法や対象・改善額については、事業者の判断により決定することが可能。	
151	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	対象職員	育児休業中や退職中の職員は、補助基準額の算定に当たり、賃金改善対象者数として計上しないこととなるのでしょうか。	今回の処遇改善事業は、賃金の支払いを受けている職員に対する処遇改善であることから、補助基準額の算定に係る「賃金改善対象者数」には、育児休業中や退職中の職員は計上しないこととなる。 なお、育児休業や退職から復帰した場合は、復帰した月から補助基準額の算定に係る「賃金改善対象者数」に計上することができる。	
152	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	対象職員	複数の放課後児童クラブの事務を統括して行っている職員も当該事業の対象となりますか。	例えば、職員名簿に記載されている場合等、当該職員が放課後児童クラブの職員であることが確認できる場合は、本事業の対象として差し支えない。	
153	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	要件	「補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」とされているが、補助基準額を下回る賃金改善とすることは可能なのか。	民営の放課後児童クラブ（支援の単位）で作成する賃金改善計画書では、補助基準額以上の賃金改善（賃金改善等見込総額≧補助基準額）を行うことが必要となるので、補助基準額を下回る賃金改善（賃金改善等見込総額<補助基準額）を行う場合は対象とはならない。 なお、補助基準額以上の賃金改善（賃金改善等見込総額≧補助基準額）の要件を満たすかについては、放課後児童クラブ（支援の単位）における賃金改善等見込額の合計が、放課後児童クラブ（支援の単位）における補助基準額の合計以上となっていることが必要となる。  ※公営の放課後児童クラブの取り扱いについてはNo.179も参照	
154	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	要件	「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とされているが、事業期間終了後、基本給等による改善額が3分の2を下回っていた場合は、補助金は全額返還となるのか。	賃金改善計画書策定時には予期することができない事情により、やむを得ず基本給又は決まって毎月支払われる手当による改善額が賃金改善額の3分の2を下回る結果となってしまった場合については、特段の理由がある場合に該当するものとして補助金を返還する必要はない。	
155	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	要件	就業規則を定めていない放課後児童クラブも対象となるか。	放課後児童クラブ運営指針解説書では、「放課後児童クラブの運営主体は、労働基準法を遵守した就業規則等を定め、勤務時間、休暇取得状況等の労働実態を把握するとともに、放課後児童支援員等から定期的に職場環境や働き方に関する意向を把握することが求められます。（略）」としているので、本事業の実施に当たっては、就業規則等を定めることが必要となる。	
156	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	要件	法定福利費が発生しない放課後児童クラブは当該事業の対象となるか。	本事業の要件を満たす賃金改善を行っている放課後児童クラブ（支援の単位）であれば対象となる。	
157	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	要件	交付決定額に残額が発生した場合については当該残額について一時金等により賃金改善に充てる必要があるか。	計画時に賃金改善の対象としていた職員の異動等により、事業終了後に補助額に残額が発生してしまった場合には、当該残額については返還いただく。 なお、発生が見込まれる残額を追加的な賃金改善に充てることも可能だが、この場合も、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図ること」が要件となるため、留意する必要がある。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
158	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	要件	「賃金改善部分」の処遇改善について、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とされているが、個々の職員ごとにこの要件を満たす必要があるのか。	個々の職員について要件を満たすことが望ましいものの、超過勤務手当の金額は個々の職員の事情によって変動すること等を考慮し、全ての職員について個々に要件を満たすことまでは必要ないが、実際の改善額の設定に当たっては、合理的な理由なく特定・一部の職員に偏った賃金改善を行うなどの恣意的な改善とならないようにする必要がある。 ただし、放課後児童クラブ（支援の単位）単位では「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」を満たすことが必要である。	
159	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	要件	当該事業について、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」とされているが、ここでいう「賃金改善の合計額」には賃金改善に伴い増加する「法定福利費等の事業主負担分」も含まれるか。	「賃金改善の合計額」には賃金改善に伴い増加する「法定福利費等の事業主負担分」は含まれない。	
160	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	賃金改善額の算定方法等	「原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること」が要件とあるが、令和4年2月以降に新規開設の放課後児童クラブは今回の処遇改善事業の対象となるか。また、対象となる場合、賃金改善額はどのように考えたらよいか。	令和4年2月以降に新設する放課後児童クラブも本事業の対象となる。 また、その場合の職員の賃金改善額については、令和4年1月の地域の放課後児童クラブの賃金水準と比較し、賃金改善が図られていると認められる部分を賃金改善額とする。	
161	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	賃金改善額の算定方法等	全ての職員について9,000円の賃金改善を行うことが必要か。また、9,000円を超えて賃金改善を行うことも可能か。	本事業は賃金改善対象者数（非常勤職員は常勤換算）に基づいて月額9,000円の賃金改善を行うための経費を補助するものだが、実際の引上げに当たっては、職員の経験年数等に応じた配分など放課後児童クラブ（支援の単位）の判断によることができる。したがって9,000円を超えて賃金改善を行うことも可能。 ただし、特定の職員に合理的な理由なく偏って賃金改善を行うといった、恣意的な賃金改善が行われないよう留意する必要がある。 ※公営の放課後児童クラブの取り扱いについては、No.179も参照	
162	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	賃金改善額の算定方法等	賃金改善額については、一律同額とする必要があるのでしょうか。	個々の職員の賃金改善額については必ずしも一律同額の必要はなく、事業者が放課後児童クラブの状況等を踏まえて判断することも可能である。ただし、特定・一部の職員に合理的な理由なく偏って賃金改善を行うといった、恣意的な賃金改善が行われないよう留意する必要がある。 ※公営の放課後児童クラブの取り扱いについては、No.179も参照	
163	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	賃金改善額の算定方法等	令和4年2月に在籍していなかった職員の賃金改善額はどのように考えたらよいか。	新規に雇用された場合など、令和4年2月に在籍していなかった職員については、同程度の経験や能力等を有する職員における令和4年1月まで適用されていた給与規程等に基づく賃金水準と比較し、その額を超える部分が賃金改善額となる。	
164	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	賃金改善額の算定方法等	賃金改善を行った場合、社会保険料等の負担も増加しますが、この増加分についても「月額9,000円」の中から捻出するのか。	本事業による賃金の引上げに伴う社会保険料事業主負担分の増加分については、月額9,000円とは別に上乗せして補助を行うこととして補助単価を設定している。 なお、社会保険料の被用者負担分については、個々の職員の賃金の中から負担していただくことになる。	
165	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	賃金改善額の算定方法等	「本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと」とありますが、職員個人の業績等に応じて賃金の水準を低下させることは可能か。	可能。 ただし、放課後児童クラブ（支援の単位）の業績等の低下を理由として、賃金の水準を低下させることはできない。	
166	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	賃金改善額の算定方法等	補助基準額（月額11,000円）はどのように算出しているのか。	賃金改善を行う職員（常勤換算）1人当たり月額9,000円の処遇改善を行うため、月額9,000円に社会保険料事業主負担分の増加分を考慮して設定している。 具体的には、月額9,000円×（1+社会保険料率（事業主負担分））により算出している。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
167	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	賃金改善額の算定方法等	「決まって毎月支払われる手当」に、通勤手当や扶養手当は含まれるか。	通勤手当や扶養手当を始めとする個人的な事情に基づいて支払われる手当については、含まれない。	
168	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	賃金改善額の算定方法等	賃金改善対象者とは具体的にどのような職員となるのか。	本事業により、実際に賃金改善を行う職員のことを言う。	
169	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	賃金改善額の算定方法等	「賃金改善対象者数」はどのように算出すればよいか。	<p>賃金改善対象者数は、実際に賃金改善を行う職員の勤務時間数等を基に、以下の①と②の算式により算出する。</p> <p>①常勤職員 「1.0人」×人数</p> <p>②非常勤職員（常勤換算） 賃金改善を行う非常勤職員の1ヶ月当たりの勤務時間数（※1、2）÷就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数（※2）（小数点第2位を四捨五入）の合計</p> <p>③賃金改善対象者数 ①+②=③</p> <p>※1：超過勤務時間数は含めない。 ※2：当該年度のうち、学校の長期休業期間のように開所時間が多くなる月を除いた上で、平均的な1か月あたりの勤務時間数を算出すること。これに依らず、前年度の勤務実績を用いること等、適切な方法により算出することも可能。</p> <p>（例）常勤職員1人（所定労働時間：160時間）、非常勤3名（月100時間勤務する職員1名、月90時間勤務する職員1名、月80時間勤務する職員1名）の場合</p> <p>①常勤職員 「1.0人」×1人=1.0人</p> <p>②非常勤職員（常勤換算値） 100時間÷160時間=0.625≒0.6人（小数点第2位を四捨五入） 90時間÷160時間=0.5625≒0.6人（小数点第2位を四捨五入） 80時間÷160時間=0.5人 0.6人+0.6人+0.5人=1.7人</p> <p>③賃金改善対象者数 1.0人+1.7人=2.7人</p> <p>④補助基準額（1月当たり） 11,000円×1.0人=11,000円（常勤職員） 11,000円×0.6人=6,600円（非常勤職員） 11,000円×0.6人=6,600円（非常勤職員） 11,000円×0.5人=5,500円（非常勤職員） 11,000円+6,600円+6,600円+5,500円=29,700円</p>	
170	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	賃金改善額の算定方法等	当該事業における常勤職員の定義は何か。	本事業における常勤職員とは、施設で定めた勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務する者をいう。 ただし、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者は、これを常勤職員とみなして含める。 ※別添1における常勤職員の定義と異なることに留意すること。	
171	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	賃金改善額の算定方法等	常勤職員がいない放課後児童クラブの場合の賃金改善対象者数はどのように算出すればよいか。	<p>賃金改善を行う非常勤職員の1ヶ月当たりの勤務時間数（※1、2）÷1ヶ月当たりの放課後児童クラブ（支援の単位）としての始業時間から終業時間まで（休憩時間を除く）の時間数（※2）により算出する。</p> <p>※1：超過勤務時間数は含めない。 ※2：当該年度のうち、学校の長期休業期間のように開所時間が多くなる月を除いた上で、平均的な1か月あたりの勤務時間数を算出すること。これに依らず、前年度の勤務実績を用いること等、適切な方法により算出することも可能。</p>	
172	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	賃金改善額の算定方法等	常勤職員の中でも職種によって勤務時間数が異なる場合の常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数はどのように算出すればよいか。	<p>常勤職員の中でも勤務時間数(※)が異なる場合は、勤務時間数が最も多い職員の時間数を基に算出する。</p> <p>※当該年度のうち、学校の長期休業期間のように開所時間が多くなる月を除いた上で、平均的な1か月あたりの勤務時間数を算出すること。これに依らず、前年度の勤務実績を用いること等、適切な方法により算出することも可能。</p>	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
173	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	賃金改善額の算定方法等	常勤職員の勤務時間数は放課後児童クラブ（支援の単位）ごとに異なっても問題はないか。	お見込みのとおり。	
174	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	賃金改善額の算定方法等	他の施設と兼務している場合はどのように算出すればよいか。	放課後児童クラブにおける1ヶ月当たりの勤務時間数÷就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数により算出する。 ただし、 ・業務を一体的に行っているため勤務時間を換算できない場合や、 ・放課後児童クラブでは「常勤職員」、他の施設（月額9,000円の処遇改善対象施設（保育所等））では「非常勤職員」となるなど、常勤換算値が両方の施設合わせて「1.0人」を超えてしまう場合等は、それぞれの施設の利用者数で按分する等により算出する。	
175	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	賃金改善額の算定方法等	1つの支援の単位に対する賃金改善を行う職員の人数に制限はあるか。	制限はない。 また、補助基準額についても、実際に賃金改善を行う職員数(常勤換算)に応じて算出する。	
176	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	賃金改善額の算定方法等	「決まって毎月支払われる手当」により賃金改善を行う場合、手当を新設する又は既存の手当を増額するいずれの方法がよいか。	いずれの方法でも可能。 既存の手当を増額する場合は、放課後児童クラブ（支援の単位）において賃金規程等を変更するなど、当該手当を増額して本事業による賃金改善を行うことが分かるようにしておく必要がある。	
177	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	法定福利費	法定福利費等の事業主負担分の算式は「標準」としているが、示されている算式以外の算出方法によることは可能か。	実施要綱でお示しているのは「標準」の算定方法になるため、個々の放課後児童クラブ（支援単位）の実情に応じた算出方法によることも可能。	
178	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	法定福利費	法定福利費が発生しない事業所は当該事業の対象外となるか。	本事業の対象として差し支えない。なお、法定福利費の有無にかかわらず、補助基準額は一律11,000円となる。	
179	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	公営	「補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること」とされているが、公営の放課後児童クラブについては、他の職種の均衡等の観点から、賃金改善が難しい職種があることも考えられる。このような場合も補助額全額を賃金改善等に充てることが必要か。	原則、補助基準額以上の賃金改善を行うことが必要となる。 しかしながら、他の職種の均衡等の観点から、職員1人当たりの補助基準額と同額程度の賃金改善を行えないなどの理由がある場合には、賃金改善計画の段階で補助基準額を下回ることも可能とする取扱いとする。 なお、総務省より、以下のとおり、処遇改善の手法の例が示されているので、これらも参考に、今回の経済対策の趣旨を踏まえた上で、本事業の対象となる職員の処遇について、改めてご検討頂くなど、適切に対応いただくようお願いしたい。  ※公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について（令和3年12月24日総行給第80号総務省自治行政局公務員部給与能率推進室長通知）（抜粋） 1 会計年度任用職員については、従来から会計年度任用職員制度の趣旨、職務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するよう要請してきたことも踏まえ、必要に応じて本事業を活用し、次のような対応を検討されたいこと。 ・保育士等の専門職種について、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験や民間の給与水準等が考慮された給与水準となるよう、給料表の級・号給設定の見直しを行うこと。 ・再度任用時の加算について、類似する職務に従事する常勤職員の初任給決定基準や昇給の制度との権衡を考慮して、上限設定を緩和するなどの見直しを行うこと。 2 対象となる職員の専門的知識の必要性や採用による欠員補充の困難性、業務の特殊性を考慮し、地域の民間給与水準を踏まえた上で、一般行政職と同じ給料表を用いつつ初任給調整手当や給料の調整額（パートタイム会計年度任用職員については、初任給調整手当や給料の調整額を加味した報酬額）を支給することも想定されること。	
181	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9,000円相当賃金改善）	公営	「賃金改善計画書」や「賃金改善実績報告書」、「最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること」については放課後児童クラブ（支援の単位）で作成・判断することだが、公営の放課後児童クラブ（支援単位）については市町村単位で作成することは可能か。	公営の放課後児童クラブにおいては、給与が条例等により市町村単位で定められていることから、市町村単位でまとめて作成することも可能。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
182	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	公営	人事院勧告に伴う給与の減額を行った放課後児童クラブの場合、引き下げられた分から賃金改善を実施すれば良いのでしょうか。	人事院勧告等を踏まえ給与の減額改定を行った放課後児童クラブにおいて、本事業を実施するに当たっては、別途、手当や一時金等の支給により、当該引き下げ前の賃金水準とする必要がある。	
183	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	公営	公営の放課後児童クラブで当該事業により賃金改善を行う場合、賃金改善計画書及び実績報告書を作成する必要があるか。	作成する必要がある。	
184	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	市町村実務	当該事業の実施に当たっては、申請段階で賃金改善計画書とともに、給与規程や賃金台帳等の検証資料の提出を求め、事前に確認を行う必要があるか。	申請の段階では、賃金改善計画書に記載されている内容が今回の処遇改善事業の要件に合致しているかを確認することで足りる。 一方で、実績報告書の確認の際には、給与規程や賃金台帳等の添付を求め、記載内容について確認を行う必要がある。	
185	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	市町村実務	賃金改善計画書・賃金改善実績報告書の様式を変更することは可能か。	実施要綱で示した賃金改善計画書・賃金改善実績報告書の様式を使用いただくようお願いする。追加資料を求める場合でも、放課後児童クラブ（支援単位）における事務負担軽減の観点から、最低限とするようご留意ください。	
186	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	市町村実務	事業を実施する全ての放課後児童クラブ（支援の単位）から賃金改善計画書及び実績報告書の提出が必要となるか。	お見込みのとおり。	
187	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	市町村実務	賃金改善計画書及び実績報告書は何年保存しておけばよいか。	実績報告後、5年間保存しておくこと。	
188	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	市町村実務	交付金の交付申請の前に、当該事業を実施する全ての放課後児童クラブから賃金改善計画書を提出させる必要があるか。	基本的には、放課後児童クラブから提出された賃金改善計画書を基に交付申請いただくことが望ましいと考えているが、交付申請前に全ての放課後児童クラブから賃金改善計画書を提出させることが困難な場合には、放課後児童クラブに本事業を実施するか意向等を確認の上、交付申請することも考えられる。	
189	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	市町村実務	交付申請額は、千円未満切り捨てか。	円単位となる。	
190	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	その他	当該事業による処遇改善は恒久的なものと考えてよいか。	本処遇改善事業は賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として実施するものであり、現時点では継続して行う予定である。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
191	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	その他	本事業により賃金改善を行う場合は、保護者からの利用料を充当することは可能ですか。	充当することはできない。	
192	放課後児童クラブ利用調整支援事業	対象	当該事業の利用調整を行う職員について、特定の放課後児童クラブに属さず、市が雇用する会計年度職員を充てても問題ないか。	お見込みのとおり。専任でなく他の業務も行う場合は、業務量等により適切に按分していただく。	
193	放課後児童クラブ利用調整支援事業	対象	年度途中で、新たに当該事業の利用調整を行う職員を雇用した場合にも対象となるか。	お見込みのとおり。	

放課後児童支援員に係る「都道府県等認定資格研修ガイドライン」に関するQ & A

【令和8年4月8日現在】

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
1	認定資格 研修ガイド ライン	2. 実施 主体	(指定都市、中核市において) 新たに認定資格研修を実施する場合、こども家庭庁に届出が必要か。	書式等はないが、実施状況の把握のため、こども家庭庁担当者へお知らせいただきたい。	
2	認定資格 研修ガイド ライン	2. 実施 主体	「事業の一部を委託することができる」の範囲はどこまでか。	委託の範囲については、認定資格研修の実施に係る事務を想定しているが、「4. 実施手続」の「(3) 修了の認定・修了証の交付」の事務や「5. 認定等事務」は原則として委託することができない。	
3	認定資格 研修ガイド ライン	3. (1) 研 修対象者	「基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等」「等」とはどういったものを想定しているのか。市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例で基準第10条第3項に規定されない資格要件を新たに創設した場合、これに該当する者も対象としてよいのか。	研修を実施する翌年度の始期までに、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を想定している。したがって、市町村が条例で新たに創設した資格要件に該当する者は対象とならない。	
4	認定資格 研修ガイド ライン	3. (1) 研 修対象者	基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者は、いつから認定資格研修の受講が可能となるのか。	大学等で一定程度学修した者で、研修実施主体(都道府県、指定都市又は中核市。以下、「都道府県等」という。)が適当と判断した場合に可能となる。例えば、大学等の最終学年の在籍や資格取得が見込まれる状況が考えられる。	
5	認定資格 研修ガイド ライン	3. (1) 研 修対象者	基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者が研修を受講する場合、研修修了時点で設備運営基準第10条第3項各号に掲げる基礎資格を満たしていない場合が想定されるが、研修を修了した時点で放課後児童支援員として認められるのか。	認定資格研修修了の効力は、基礎資格を持った時点で有効とする。したがって、研修の実施主体において、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を受講させる場合、受講者が基礎資格を持ったことを確認するまで、修了証の交付を留保すること。また、修了証の研修修了年月日には、基礎資格を満たした日を記載すること。	
6	認定資格 研修ガイド ライン	3. (1) 研 修対象者	研修対象者の範囲について。「従事しようとする者」は次年度就職を考えている者を含むということでのよいのか。	基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする意志がある者であれば、研修対象者として含めて差し支えない。よって、次年度就職を考えている者も含むと解される。なお、都道府県・市町村内の放課後児童支援員の充足状況や、研修会の定員を踏まえて、優先順位をつけて研修受講者を選定することは可能と考える。	
7	認定資格 研修ガイド ライン	3. (1) 研 修対象者	基準第10条第3項第3号において、2年以上の実務経験を求めているが、研修を受講開始するタイミングでこの実務経験を満たしておく必要があるか。	基本的には2年実務経験を終えたものを想定している。受講者が研修修了までに2年の実務経験を満たす見通しがあれば、研修実施主体の都道府県等の判断により、研修受講について、検討いただくことは差し支えない。	●
8	認定資格 研修ガイド ライン	3. (2) 定 員	「認定資格研修の効果に支障が生じない限り、都道府県等の実情に応じて実施回数や研修会場の規模等を考慮して、おおむね100名程度を上回る定員を設定しても差し支えない。」とあるが、どのような効果を見込んでおおむね100名程度までとしているのか。(100名程度までとした理由が分からないと、支障が生じるか否かが判断できない。)	認定資格研修は、放課後児童支援員として必要となる、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものであり、この目的を達成するために必要十分条件として考えられる定員規模を「おおむね100名程度まで」と想定しているため、この目的を達成できると考えられる定員規模で実施いただきたい。	
9	認定資格 研修ガイド ライン	3. (3) 研 修項目・科 目及び研 修時間数 (24時 間)等	「講師の選定に当たっては、別紙の講師要件を参考として」とあることから、必ずしも記載の要件を満たさなくともよいのか。	別紙の講師要件は参考であり、記載の要件と同程度であると都道府県として判断する方を講師として選定することは妨げない。重視しているのは科目内容を教授できるかどうかである。特に科目1-①については、各都道府県・市町村域の放課後児童クラブの実態を理解した上での講義が期待されることから、都道府県担当者以外が講師となる場合は、担当者と連携することが望まれる。	
10	認定資格 研修ガイド ライン	3. (3) 研 修項目・科 目及び研 修時間数 (24時 間)等	講師要件について、「現に教授している福祉系大学等の教員」とは、専任教授ではなく講師でもよいのか。また、教育学部心理学科、社会学部社会学科で、類似科目について教授している教員でも可能か。	講師であっても差し支えない。また、当該科目あるいは類似科目を現に教授していれば特に所属している学科は問わない。	
11	認定資格 研修ガイド ライン	3. (3) 研 修項目・科 目及び研 修時間数 (24時 間)等	講師要件について、「現に教授している福祉系大学等の職員」とあるが、退職した教員は認められないか。	放課後児童支援員認定資格研修において講師を務める等の経歴から判断いただきたい。研修を持続可能なものとするためにも、特定の講師に頼らず、幅広く人材確保していくことを検討されたい。	
12	認定資格 研修ガイド ライン	3. (3) 研 修項目・科 目及び研 修時間数 (24時 間)等	講師要件について、「一定の知識、経験を有する者」の基準はどこまでか。	放課後児童クラブに従事している者の当該科目に関する知識や実務経験で得た技能には、それぞれ個人差があるため、一概に目安をお示しすることはしていないが、都道府県等が主催する放課後児童支援員等資質向上研修(こども家庭庁補助事業)などで講師を担当した者など、当該科目を適切に実施、指導できる者を選定いただきたい。	
13	認定資格 研修ガイド ライン	3. (3) 研 修項目・科 目及び研 修時間数 (24時 間)等	「平成28年度の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)では、「認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合には、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したとみなすことができる」とされているが、 ①「認定資格研修の科目と同等以上の内容」とは具体的などのような内容か。 ②「放課後児童支援員等資質向上研修等」はどのような研修を想定しているか。 ③受講したとみなすことができる研修の受講期間はいつまで遡って対象となるか。	①基本的に、科目、講義内容、講義教材、講義時間数、講師等を勘案して、都道府県等において、認定資格研修ガイドラインに定める講義と同一若しくはそれ以上の内容・水準であると判断される場合を想定している。 なお、「みなす」仕組みを導入するかどうかは各都道府県等において必要に応じてご判断いただきたい。 ②国庫補助事業である「放課後児童支援員等資質向上研修事業」のほか、自治体独自で実施(委託による実施を含む)する研修を想定している(自治体以外が実施する研修は含まない)。 ③科目や講義内容等も様々であることから、一律に対象となる受講期間をお示しすることは難しいが、現行実施している認定資格研修によって得られる直近の知識・技能と同等以上のものを得るに必要な研修内容であったかどうか等を勘案し、判断されたい。	
14	認定資格 研修ガイド ライン	3. (3) 研 修項目・科 目及び研 修時間数 (24時 間)等	オンライン会議システム等を使用する場合の留意事項はあるか。また、動画視聴のみでの研修はできるか。	認定資格研修の目的を達成できるよう、オンライン会議システムを活用し、リアルタイム配信(同時刻に個別の端末を使用して受講する)やライブビューイング(参加者は集合し、講師のみオンラインを経由して講義を行う)により認定資格研修を実施することは、受講者の特定や受講状況の確認、双方向のコミュニケーションが取れると考えられるため、可能と考える。 なお、オンデマンド(事前に録画された講義を視聴する)方式を採択する場合は、受講者の特定や受講状況の確認が必要であり、必要に応じて演習等が取り入れられることや質疑対応が可能となるような配慮が求められる。このような取組や配慮を行うことが難しいと考えられるオンデマンド方式による自宅や放課後児童クラブでの個人受講を行うことは不可と考える。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
15	認定資格 研修ガイド ライン	3. (3) 研 修項目・科 目及び研 修時間数 (24時 間) 等	「授業形態は、適宜演習を取り入れたりするなどして学びを深めるように工夫しながら実施」とあるが、実技を行うのか。	認定資格研修では実技科目を設定していない。ここで示している演習とはグループワークやワークショップを想定しているものではなく、個人での課題に取り組むこと（ワークシート等を活用するもの等）や、隣席の受講者同士で数分程度意見交換を行うレベルのものである。90分という限られた時間であることから、十分に内容を網羅した講義を行うこと。	
16	認定資格 研修ガイド ライン	3. (4) 研 修期間等	「都道府県等の実情に応じて2期に分けて実施するなど6か月の範囲内で実施しても差し支えない。」とあるが、ここで言う6か月の範囲で実施とは、この間に、受講者は、すべての科目を修了しなければならないということか。それともあくまで、都道府県等が全16科目の研修1クールを用意すべき期間が6か月以内ということか。例えば、1年間に半年ずつの研修を2クール用意した場合、受講者が都合の良い日時を選んで、1年かけて全科目を修了してもかまわないのか。	認定資格研修の実施目的を達成するには、受講者が一定の期間内で集中的にすべての研修カリキュラムを履修することが効果的であると考えられる「原則として2～3か月以内」を研修期間と設定したところであり、都道府県等においても、全16科目（1クール）を2～3か月以内で実施いただきたいが、それによりがたい場合には、全16科目（1クール）を2期に分けて実施するなど最長6か月の範囲内で実施し、受講者が全16科目（1クール）を6か月以内で履修できるよう配慮願いたい。	
17	認定資格 研修ガイド ライン	3. (5) 研 修の教材	教材として指定されている「放課後児童クラブ運営指針」及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」は配付する必要があるのか。	認定資格研修の趣旨・目的にあるとおり、運営指針に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、配付する等して、教材とすることが求められる。なお、こども家庭庁ホームページにおいて最新のものを公開しているため、活用すること。	
18	認定資格 研修ガイド ライン	3. (7) 既 修了科目 の取扱い	受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部修了証を発行することができるものとする。」とあるが、この規定は「できる規定」と捉え、都道府県等によって、一部科目修了を認めない取扱いをしても差し支えないか。	認定資格研修は、同一の都道府県等で実施する一連の研修カリキュラムを履修することが基本と考えているが、転居や病気等のやむを得ない理由で全16科目（1クール）を履修できない場合には、受講者の便宜を考慮して、一部科目のみ履修した場合も当該科目については修了したものとみなすことが適当と考えられるため、都道府県等の判断で修了を認めない取扱いをすることは想定していない。	
19	認定資格 研修ガイド ライン	3. (7) 既 修了科目 の取扱い	仮に一部科目の修了を必ず認めなければならない場合、「やむを得ない場合」に限るのか。一部科目修了者にとっては、全てやむを得ない事情であり、転居と病気以外の事例でやむを得ない事情として認められる事例を具体的に示していただきたい。	「病気等」で想定されるものは、親族の葬儀や大雪等による公共交通機関の停止など、社会通念上常識的かつ客観的な範囲内でやむを得ない理由と考えられるものを想定している。	
20	認定資格 研修ガイド ライン	3. (7) 既 修了科目 の取扱い	1回の研修期間内に受講し終わらなかった場合は、すべて一部科目修了証を発行しなければならないのか。それとも受講者からの希望(申請)があった場合のみ発行することによるか。	受講者からの申請に基づいて発行することを想定しているが、予め受講希望者に対して、募集時等に必要な情報の周知を行う必要がある。	
21	認定資格 研修ガイド ライン	3. (7) 既 修了科目 の取扱い	一部科目修了証の有効期限をもうけないのか。(質問No.20の研修期間の考え方が、仮に全科目を受講し終わるべき期間だとすれば、両者の考え方に齟齬が生じる。もしくは、乖離が大きいに思われる。)	No.15にあるとおり、認定資格研修の実施に当たっては、最長でも全16科目（1クール）を6か月以内で履修できるように配慮いただきたいと考えているが、転居先の都道府県で受講する際に定員との関係で当該科目を速やかに受講できない場合などが考えられるため、一部科目修了証を交付した日から、おおむね1年以内とすることが望ましいと考えられる。	
22	認定資格 研修ガイド ライン	3. (8) 修 了評価	レポートやチェックシートが、「必要最低限の知識・技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するもの」であるにもかかわらず、「科目履修の可否を決定することまでは想定していない」というのは、矛盾するのではないか。ガイドラインに記載されている「学んだこと、理解したこと、今後役にたつと思われること、講師の評価」等の内容では、単なるアンケートに過ぎないのではないか。また、評価は誰がするの。仮に講師ならば、講師が評価して、理解度(及び講師自らの評価)を把握するなら理解できるが、受講者に講師の評価まで記載させるのであれば、講師はそれをどう扱えばよいか。	修了評価については、研修講師が各科目ごとに履修の可否を決定することまでは想定しておらず、実施主体である都道府県等が各受講者の科目の履修状況等を踏まえて行うことを想定している。その際に、すべての科目（授業）に出席しているか、レポート等の内容が科目を履修したと客観的に判断できる内容となっているかなどに留意する必要がある。	
23	認定資格 研修ガイド ライン	3. (8) 修 了評価	「例えば、1日単位でレポート又はチェックシートを提出させるなど」とあるが、受講者に提出させるレポート等の形式や提出されたレポート等の保存期限等の取扱いは、どのように定められるのか。都道府県等が独自で定めなくてはならないのか。	実施主体である都道府県等の判断で定めていただきたい。	
24	認定資格 研修ガイド ライン	4. (1) ア 受講の申 込み及び 受講資格 の確認 4. (1) イ 受講者本 人の確認	「都道府県等は、受講希望者が受講の申込みをするに当たり、…市町村を経由させて、受講申込書を提出させることができるものとする。」とあるが、研修委託先の民間団体等に受講申込みの受付を委託することも差し支えないか。	「4. 実施手続」の「(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認」の手続を委託しても差し支えないが、個人情報の保護や確認行為を確実に行うよう、委託契約書等に実施方法等の詳細を定めておく必要がある。	
25	認定資格 研修ガイド ライン	4. (1) ア 受講の申 込み及び 受講資格 の確認 4. (1) イ 受講者本 人の確認	「都道府県等は、受講者本人であることの確認を併せて行うこととし」とあるが、本人確認を行う理由は何か。本人確認をする場合、タイミングはいつを想定しているのか。(申込み受付時か、研修受講時か。)本人確認が申込み受付時ならば、申込みは本人でなければならないのか。代理人でも受け付けることは可能か。研修受講時の本人確認の場合、この確認は研修委託先の民間団体等に委託することは可能か。	受講者が本人であるかを確認することは当然であるが、その確認は、受講申込受付時または研修初回受講時のどちらで行っても差し支えない。その際、受講申込書に記載された現住所と本人確認書類の住所が同一であることまで求めるものではない。また、受講者に過度の負担をかけないように留意する必要がある。なお、本人確認を受講申込受付時に行う場合には、原則として本人が申込を行う必要がある。さらに、研修初回受講時に行う場合には、受講票に写真を貼付させて確認するなどの工夫も考えられる。	
26	認定資格 研修ガイド ライン	4. (1) ア 受講の申 込み及び 受講資格 の確認 4. (1) イ 受講者本 人の確認	「住民票の写し、健康保険証、運転免許証、パスポート等の公的機関発行の証明書等を提出又は提示させ、本人確認を行うものとする。」とあるが、住所の記載や顔写真がない書類でもよいか。また、マイナンバーカードと健康保険証の統合に伴い本人確認書類として導入された「資格確認書」による確認でも問題ないか。	よい。本人しか持ち得ないものであり、本人を証明するものとして公的機関発行の証明書等を例示している。また、本人が確認できるものとして「資格確認書」が有効と考えられる場合は、代替しても差し支えない。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
27	認定資格 研修ガイド ライン	4. (1)ア 受講の申 込み及び 受講資格 の確認 4. (1)イ 受講者本 人の確認	本人を確認する書類のうち、住民票の写しなど「発行から○ か月以内」等の有効期限はあるか。	実施要綱の記載内容は法令上の義務づけを行うものではないことから、住民票の発行期日につ いて制限する予定はない。実施主体の都道府県等において適宜ご判断いただきたい。	
28	認定資格 研修ガイド ライン	4. (1)ア 受講の申 込み及び 受講資格 の確認 4. (1)イ 受講者本 人の確認	「各種資格証や修了証明書、実務経験証明書の原本若し くはその写し等により、確実に要件の確認を行わなければならない。」とあるが、事業者が廃業等により証明書等の発行が 困難な場合、在籍歴が確認できる書類(年金の記録や当時の 責任者、破産管財人が持っている在籍時の記録等)を元 に作成された書類をもって証明書とすることは差し支えない か。	差し支えない。	
29	認定資格 研修ガイド ライン	4. (1)ア 受講の申 込み及び 受講資格 の確認 4. (1)イ 受講者本 人の確認	基準第10条第3項の各号に該当するかの確認を、記載の 書類等で行った場合、その書類は申込者、本人に返却する ことを想定しているのか。 それとも、市町村（もしくは民間団体等）が確認し、都道府 県等へ提出することまでを想定しているのか。 後者の場合、確認書類の取扱いをどのように考えているの か。	各種証明書等は原本を確認の上、その写しを都道府県等が保管することを想定しているが、保 存期間は、実施主体である都道府県等において適切に定めていただきたい。	
30	認定資格 研修ガイド ライン	4. (1)ア 受講の申 込み及び 受講資格 の確認 4. (1)イ 受講者本 人の確認	市町村を経由させる場合、国として市町村への事務費はどの ように措置することを想定しているのか。	市町村への事務費は措置していない。	
31	認定資格 研修ガイド ライン	4. (1)ア 受講の申 込み及び 受講資格 の確認 4. (1)イ 受講者本 人の確認	個人情報保護の観点から、参加者に同意を得る内容にはど のようなものがあるか。	例えば、 ・放課後児童支援員認定資格研修会の運営に関することに使用するため ・認定資格研修修了証の発行に関するため ・子ども家庭庁への修了者情報の報告のため ・都道府県間相互の修了者情報の利用・提供のため 等に使用することを明示することが考えられる。	
32	認定資格 研修ガイド ライン	4. (2)受 講場所	「受講場所は、原則として、現に放課後児童クラブに…」とあ るが、「原則として」とは、どの程度の縛りをもつのか。 (例えば、A県在住、B県放課後児童クラブ勤務の者は、 原則B県での受講になるが、A県での受講も可能か。)	都道府県等の実情に応じて、管内の放課後児童クラブや子ども・子育て支援施策の状況等の内 容を含んだ研修科目等を設定いただくことを想定しているため、記載のとおり受講場所としている が、受講者からの申し出により、真にやむを得ないと認められる場合には、この限りではない。	
33	認定資格 研修ガイド ライン	4. (3)修 了の認定・ 修了証の 交付	「修了の認定及び修了証の交付については、委託することが できない。」とあるが、具体的にどの業務が委託不可なのか。 修了証の送付手続き等、事務作業については、委託して差 支えないか。	修了証の交付に係る送付手続き等の意思決定を伴わない単なる事務作業については、委託して 差し支えない。	
34	認定資格 研修ガイド ライン	4. (3)修 了の認定・ 修了証の 交付	(修了証の取扱い次第になると思われるが) 修了証の交付 のタイミングは、全科目修了後会場で渡すのか。後日、本人 に郵送するのか。	受講者本人に適切に交付されるよう、実施主体である都道府県等の判断による方法で行ってい ただいて差し支えないが、修了の認定を行う必要があるため、後日、本人に郵送する方法が現実 的ではないかと考える。	
35	認定資格 研修ガイド ライン	4. (3)修 了の認定・ 修了証の 交付	様式の用紙規格について、様式第2号-①については定め があるが、様式第2号-②(携帯用)については特段の定め がないので、自治体で判断してよいか。また、携帯義務の 規定はないが、常時携帯するものと解してよいか。	様式第2号-②については、携帯用であるため、名刺大のサイズ(縦86ミリメートル、横54ミリ メートル)で交付いただくことを想定している。また、放課後児童支援員として認定されたことの証 しであるため、放課後児童支援員として従事している間は携帯していることが望ましい。	
36	認定資格 研修ガイド ライン	4. (3)修 了の認定・ 修了証の 交付	修了証に写真は、必要か。	様式のとおり、写真の貼付は想定していない。	
37	認定資格 研修ガイド ライン	5. (1)認 定者名簿 の作成	「都道府県は、…必要な事項【氏名、生年月日、現住所又 は連絡先、修了年月日、修了証番号等】を記載した認定 者名簿を作成するものとする。」とあるが、名簿に記載しなけ ればならない必須事項は何か。	「5. 認定等事務」の「(1) 認定者名簿の作成」に記載している「必要事項【氏名、生年月 日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号】は必須事項である。また、国において、認 定者名簿を管理する全国共通のシステム(都道府県認定資格研修認定者名簿管理システ ム)を構築している。	

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
38	認定資格 研修ガイド ライン	5. (3) 修 了証の再 交付等	認定者から内容変更の連絡があり、その内容が住所変更で、かつ他県への変更だった場合、変更の手続きは、転出元の都道府県が行うのか、転出先の都道府県が行うのか、国としては、どのような事務の流れを想定しているのか。都道府県により流れが異なるとスムーズに他県へ情報が引き継がれない可能性も考えられる。全国共通の資格であるため、全国共通の取扱いを示していただきたい。	認定者が転居する場合の住所等の変更については、転出元、転出先、いずれの都道府県に申し出ても差し支えなく、手続もそれに伴って行っていただくことになる。都道府県認定資格研修認定者名簿管理システムでは、都道府県間の転出等があった場合に、転出元の都道府県から転出先の都道府県に、転出した認定者の情報を送信することが可能（ただし、複数回の転出を繰り返した場合、情報の送信が可能なのは直後の転出先の都道府県のみ）となっており、転出先の都道府県において、引き続き名簿を管理していただくこととなる。また、転出元の都道府県で変更の申し出を受けた場合には転出先の都道府県へ、転出先の都道府県で変更の申し出を受けた場合には転出元の都道府県へ、変更に係る情報を送付（転出の処理）していただく必要があるため、申し出を受ける際、その情報の送付について、認定者から書面等により同意を得る必要があることに留意されたい。 ※本人同意がないと、個人情報保護審議会への諮問等の手続が必要となる場合もある。	
39	認定資格 研修ガイド ライン	5. (3) 修 了証の再 交付等	認定者が、認定を受けた都道府県から転出後に、氏名に変更が生じた場合、又は修了証を紛失（汚損）した場合、その申し出は、転出元の都道府県に行うのか、それとも、転出先の都道府県に行うのか。修了証の再交付はどこで行うのか。	氏名の変更又は修了証の紛失（汚損）の場合には、修了証の再交付の手続が生じるが、再交付は修了証を交付した（認定した）都道府県が行うことになる。このため、氏名に変更が生じた場合、又は修了証を紛失（汚損）した場合には、基本的に、修了証を交付した（認定した）都道府県に申し出ていただくことになるが、転出先の都道府県においても情報の更新が必要となるため、転出先の都道府県にも申し出ていただく必要がある。なお、修了証を紛失（汚損）した場合で、再交付した修了証番号に変更が生じない場合には、転出先の都道府県に申し出ていただく必要はない。	
40	認定資格 研修ガイド ライン	5. (4) 認 定の取消	放課後児童支援員の認定の取消情報はどのように扱うのか。	認定の取消があった場合、都道府県認定資格研修認定者名簿管理システムにおいて管理を行うこと。各都道府県間、又は都道府県とこども家庭庁の間での情報共有については、改めて整理を行うこととしている。	
41	認定資格 研修ガイド ライン	5. (4) 認 定の取消	認定取消者が、取り消されたことを隠して申込みを行う可能性があるが、どのように対応するのか。	都道府県等において、受講申込書等に過去の認定取消の有無について盛り込むことが考えられる。もし取消の事実を隠して申込みをした場合、虚偽申告となるため、それを理由に都道府県が受講を中止させることや、修了認定をしない、もしくは認定取消をするといった判断をすることも可能。	
42	認定資格 研修ガイド ライン	8. 費用 の補助	委託料の中に、委託先の人件費、コピー機のリース料等の事務費も含めてよいか。また、人件費の計上が可能な場合、雇用する人数に制限はあるか。	認定資格研修の実施に必要な経費として認められるのであれば、含めて差し支えない。また、人件費の人数を制限するまでは想定していないが、委託契約書等において事業実施に必要な適切な人数を定めていただく必要があるのではないかと。	
43	認定資格 研修ガイド ライン	8. 費用 の補助	補助対象経費について。研修に係る事務処理のみをする職員を雇用する場合、その人件費は補助対象経費となるか。	認定資格研修の実施に必要な事務諸費として、当該事務を専任で行う賃金職員の雇上げ経費としてであれば差し支えない。	
44	認定資格 研修ガイド ライン	その他	認定を行って、認定証の発行や認定者名簿に登録することになっているが、交付手数料や登録手数料の取扱いはどのようなものか。	交付手数料及び登録手数料の徴収については、実施主体である都道府県等の判断で定めていただいで差し支えない。	

放課後児童対策支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）に係るQ & A

【令和8年4月8日現在】

NO.	事業名	該当項目	質問	回答	前回からの 変更点等 新規● 修正○
1	放課後居場所緊急対策事業	要件	当該事業は、放課後児童健全育成事業の要件を満たさなくてもよいのか。	本事業は、放課後児童健全育成事業とは異なる事業であるため、運営にあたって市町村条例で定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を満たすことは要しない。運営に当たっては、放課後居場所緊急対策事業の実施要綱に基づくものとする。 なお、放課後児童クラブを利用申込して待機となっている児童を本事業で受け入れる場合においても、放課後児童クラブの利用申込の取下げがなされない限り、引き続き当該児童を待機児童としてカウントすること。	
2	放課後居場所緊急対策事業	要件	対象事業の制限として、「放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている（又は生じる見込みのある）市町村」とあるが、待機児童数の基準日はいつになるのか。	事業を開始する月の初日を基準日とする。4月から実施するのであれば4月1日、5月からであれば5月1日である。	
3	放課後居場所緊急対策事業	要件	年度途中で待機児童が10人未満となった場合、補助対象外となるのか。	一時的に、待機児童数が8～9名になったとしても、その後の状況によって10人以上の待機児童が見込まれる場合は対象となる。	
4	放課後居場所緊急対策事業	要件	実施要綱9対象事業の制限（1）にある「放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じる見込みのある市町村」とはどのような場合を想定しているか。	例年の傾向やニーズ調査の結果など、客観的な根拠をもって10人以上待機児童が発生すると予見される状態等が考えられる。原則として、待機児童が10人以上生じている市町村を対象とする事業であり、見込みによる当事業の実施については、年相応の根拠を備える必要がある。	
5	放課後居場所緊急対策事業	交付金	都道府県が市町村に補助をしない場合でも、市町村単独での実施は可能か。	市町村が3分の2を負担するのであれば、都道府県が負担しなくとも実施は可能である。	
6	小規模多機能・放課後児童支援事業	要件	放課後児童健全育成事業者として市町村に届出をしているが、児童数が10人未満であるために在庫補助を受けていないクラブについて、本事業の対象となるか。	放課後児童健全育成事業の実施要綱上、児童数が10人未満の支援の単位もこども家庭庁長官が認める場合等は交付対象となるため、そちらをご活用いただきたい。	
7	小規模多機能・放課後児童支援事業	要件	当該事業は、放課後児童健全育成事業の要件を満たさなくてもよいのか。	本事業は、放課後児童健全育成事業とは異なる事業であるため、運営にあたって「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を満たすことは要しない。	
8	小規模多機能・放課後児童支援事業	職員配置	本事業において、職員の兼任は許されるか。また、常時の見守りを要するものか。	専門スタッフの配置要件は、 ・実施要綱3（1）については、預かり事業として少なくとも1人以上 ・実施要綱3（2）については、預かり事業及び独自事業を合わせて2人以上としており、それぞれ専任で、常時見守り等の対応をすることとなる。	
9	小規模多機能・放課後児童支援事業	職員配置	実施要綱3事業内容等（1）に、「一体的に実施する事業・施設に、人員配置などの最低基準がある場合には、それぞれの事業・施設の設備運営基準を満たした上で、人員配置などの最低基準を超えた体制により、預かり事業に協力できる場合であって、」とあるが、例えば地域子育て支援拠点事業（一般型）を実施している施設内で、地域子育て支援拠点事業に従事する専任職員を2人（最低基準）、預かり事業に従事する職員を1人配置して事業を実施している場合は対象にならないのか。	実施要綱に記載のとおり、最低基準を超えた体制を要する。例示の場合は最低基準どおりの体制となっており、対象とならない。	